

桑名市中間検査の手引き

令和3年4月
(令和7年4月改訂)

都市計画課 建築審査室

【 目 次 】

1. 中間検査の基本的な考え方	2
1－1 中間検査を行う区域	
1－2 中間検査を行う期間	
1－3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模	
1－4 指定する特定工程及び後続工程（特定工程後の工程）	
1－5 適用の除外	
1－6 確認申請時の留意事項	
1－7 完了検査申請時の留意事項	
2. 手数料について	12
2－1 中間検査申請手数料	
2－2 完了検査申請手数料（中間検査対象建築物）	
2－3 中間検査を行う部分の床面積	
3. 中間検査の内容	16
3－1 中間検査の基本的事項	
3－2 検査の特例の活用	
3－3 現場検査	
3－4 申請書提出時留意事項	
3－5 中間検査申請書添付書類及び準備書類	
3－6 検査前確認項目	
4. Q&A	35
5. 様式	42
6. 関連告示、事務連絡等	60
7. 参考図書	80

この手引きについて

中間検査制度は、建築基準法（以下「法」という。）第7条の3第1項に基づき、特定行政庁がその地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間及び建築物の構造規模、用途又は特定工程の指定を行い、当該建築物に関する工事の施工中に、建築主事又は指定確認検査機関の確認検査員が「建築基準法関係規定に適合しているかどうか」を検査するものです。

この手引きは、桑名市において中間検査制度を実施するにあたり中間検査の基本的な考え方等についてまとめたものです。

1. 中間検査の基本的な考え方

桑名市は、平成 21 年 4 月 1 日より一定規模以上の特殊建築物を対象に特定工程等を定め、中間検査を実施してきました（桑名市告示第 15 号）。また、平成 19 年 6 月 20 日に改正建築基準法が施行され、階数が 3 以上である共同住宅の 2 階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程が特定工程として規定されました（法第 7 条の 3 第 1 項第一号）。しかしながら、これまで中間検査が実施されていなかった戸建てなどの住宅の用途に供する建築物について、不適切な工事監理を原因とする問題が多々生じていた状況を踏まえ、近い将来に南海トラフ地震等の大地震の影響が予測される本市としては、事前防災の観点から令和 3 年 7 月に 2 階以上又は延べ面積が 50 m²を超える新築（改築を含む。）の住宅の用途に供する建築物を新たに中間検査の対象としました。

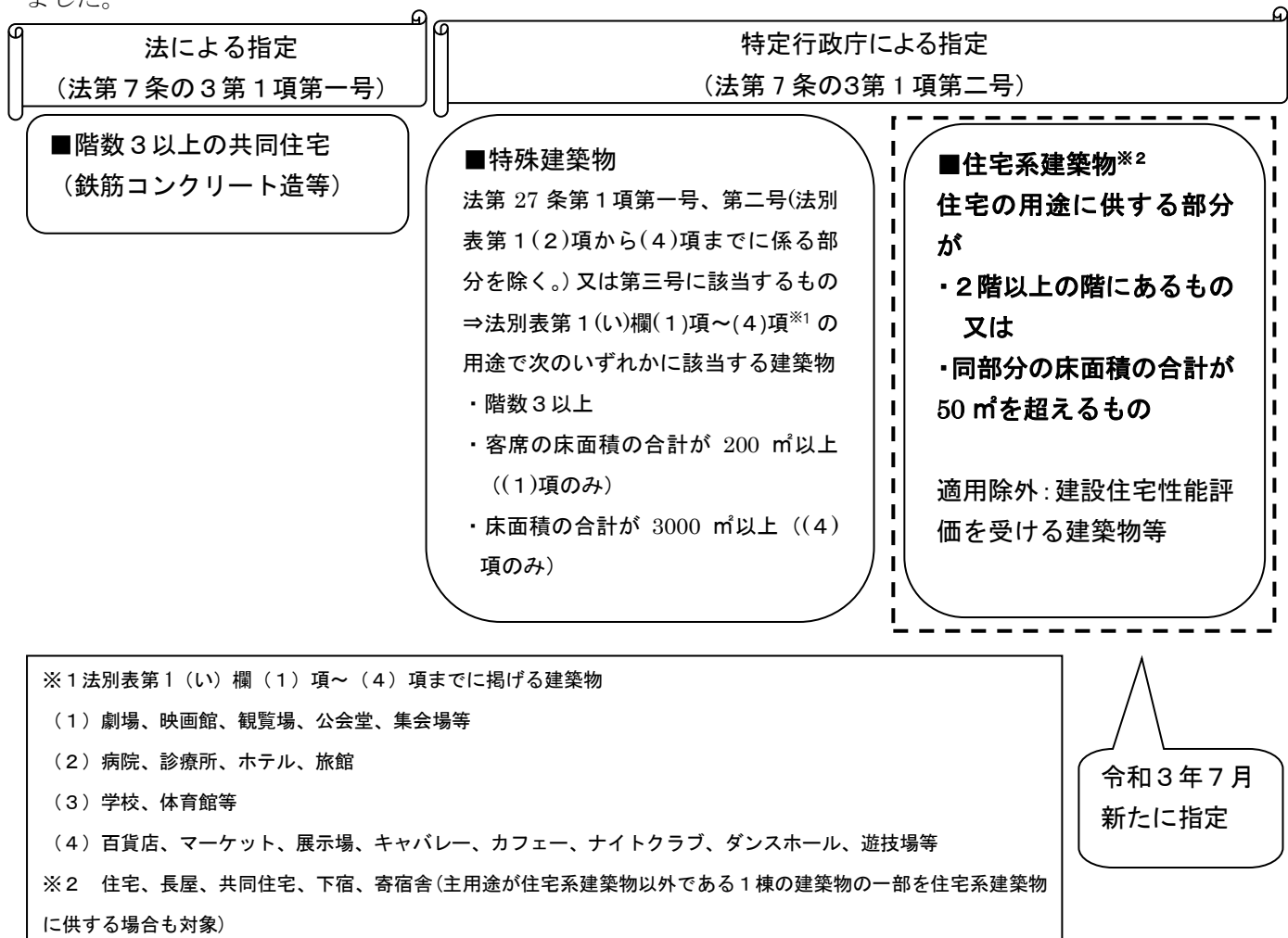


図1 中間検査の対象について

1-1 中間検査を行う区域

(1)法第7条の3第1項第一号によるもの

桑名市全域

(2)法第7条の3第1項第二号により、桑名市が定めるもの

桑名市全域

1-2 中間検査を行う期間

(1) 法第7条の3第1項第一号によるもの

期間の定めなし

(2) 法第7条の3第1項第二号により、桑名市が定めるもの

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

※3年間毎に期間の更新を予定しています。

(3) 住宅系建築物が中間検査の対象となる適用時期について

令和3年6月30日までに確認申請が行われたものは、中間検査の適用対象外となり、令和3年7月1日以降に確認申請を行うものが中間検査の適用対象となります。

なお、令和3年6月30日までに確認申請を行った建築物で、同年7月1日以降に計画変更の確認申請を行うものについては、中間検査の適用対象外となります。以上をまとめると、図1-2のようになります。

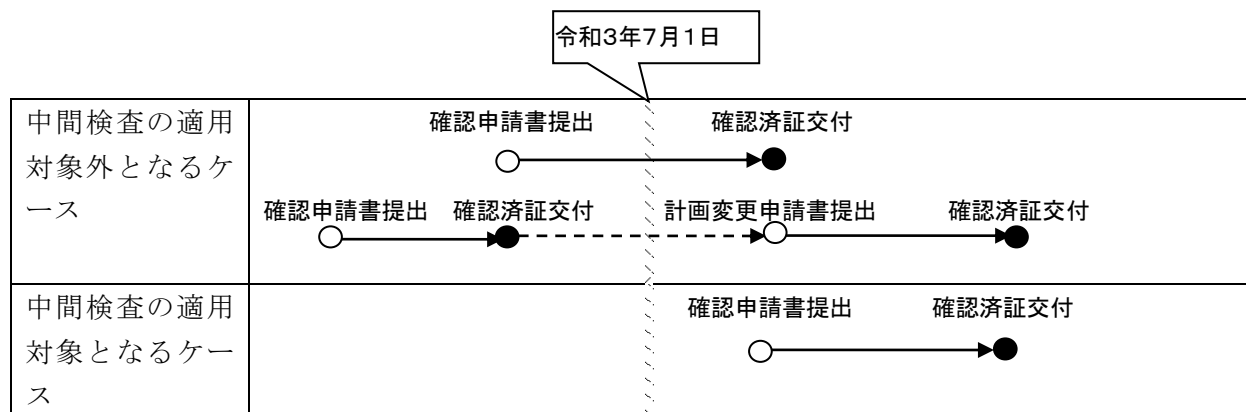


図1-2 中間検査の要否判断について

1-3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

(1) 法第7条の3第1項第一号によるもの

階数が3以上ある共同住宅とされていますが、複合用途の場合の対象建築物は次のとおりです。

①「一の建築物」であり、次の例のように一部が共同住宅で他の用途と混在する建築物の場合は、特定工程である2階部分が他の用途であっても、中間検査の対象となります。また、エキスパンションジョイントで接し、構造的には独立部分とみなせるものであるが、使用上、用途上、防火避難上その他の条件から「一の建築物」である場合には、他用途の独立部分も検査対象となります。(図1-3-1参照)

②敷地内に、共同住宅のA棟(複合用途のものを含む。)と他用途のB棟があり、それぞれ独立した一の建築物である場合には、A棟のみが検査対象となります。

また、工事種別については、限定されていません。(1-4の特定工程に該当する工事があるものは全て適用されます)。

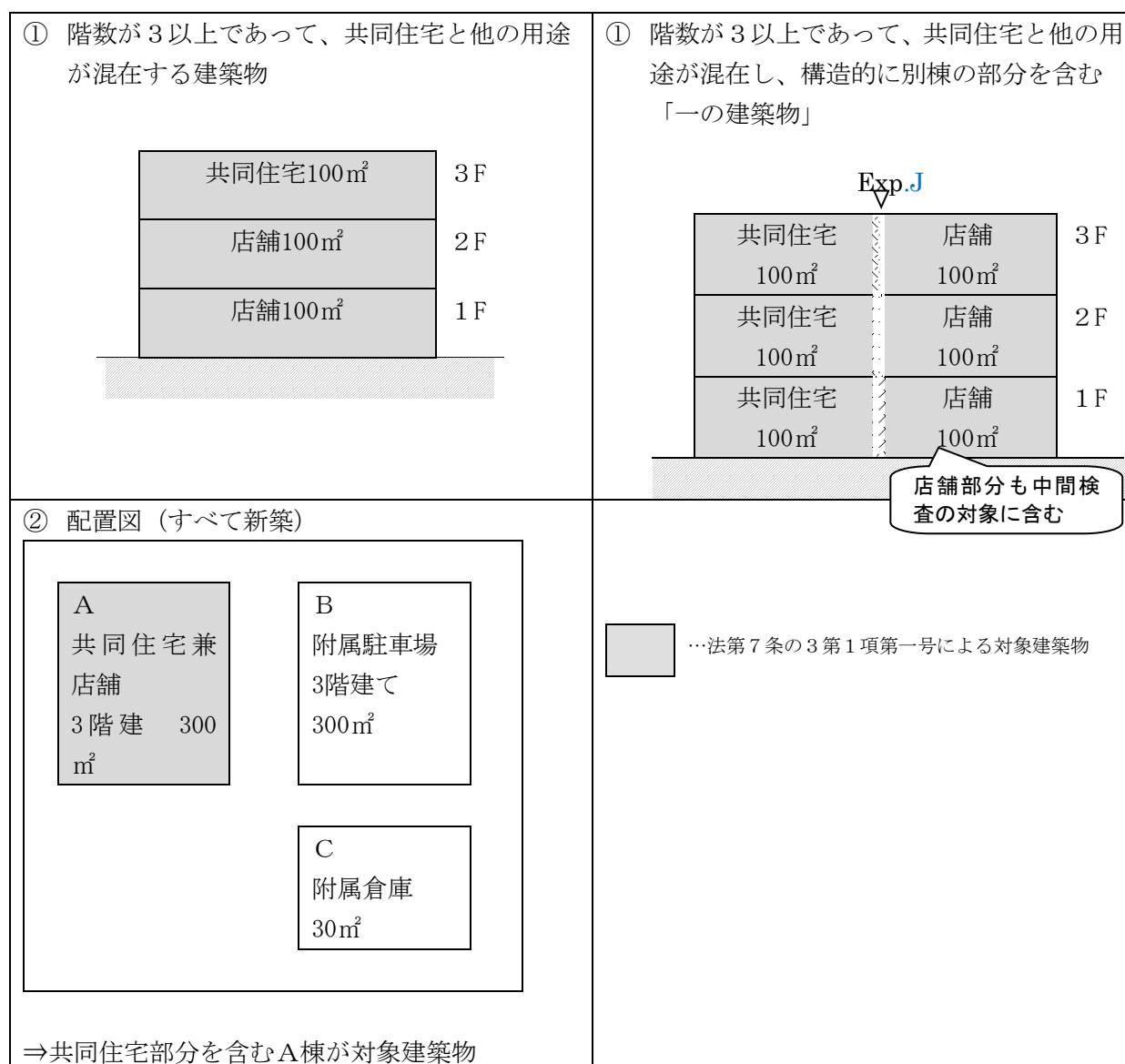


図 1 - 3 - 1 法第7条の3第1項第一号による建築物

(2)法第7条の3第1項第二号により、桑名市が定めるもの

対象建築物は、次のとおりです。

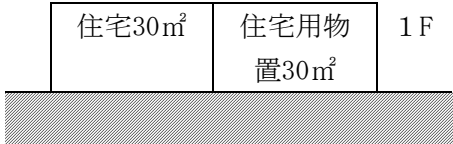
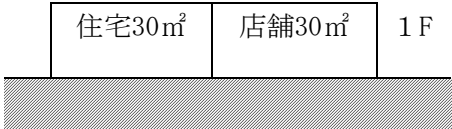
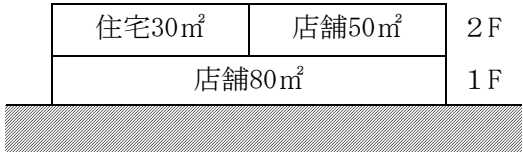
- ① 新築（改築を含む。）の建築物で、法第27条第1項第一号、第二号（法別表第1（2）項から（4）項までに係る部分を除く。）又は第三号に該当するもの。
- ② 新築（改築を含む。）の建築物で、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舎の用途に供する部分（居室を有するものに限る。）が2階以上の階にあるもの又は床面積の合計が50㎡を超えるもの。

なお、新築（改築を含む。）であるかの判断は、敷地単位ではなく棟単位で判断し、対象用途以外の用途を兼ねるものを含みます。（表1-3）

表1-3 法第7条の3第1項第二号による建築物

対 象 用 途		対 象 規 模
特殊建築物※	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	・ 3階以上の階を左欄の用途に供するもの（又は、） ・ 客席の床面積の合計が 200㎡（屋外観覧席にあっては 1,000㎡）以上のもの
	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、その他これらに類するもので政令で定めるもの	・ 3階以上の階を左欄の用途に供するもの
	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	・ 3階以上の階を左欄の用途に供するもの
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	・ 3階以上の階を左欄の用途に供するもの（又は、） ・ 左欄の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000㎡以上のもの
物※ 住宅系建築	住宅、長屋、共同住宅、下宿、寄宿舎	・ 2階以上の階を左欄の用途に供するもの（又は、） ・ 左欄の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの

※1棟の建築物に複数の対象用途を含んでいる場合、それぞれの対象用途に応じた対象規模に該当するか否かをもって、当該建築物が中間検査の対象となるかを判断します。（図1-3-2参照）

対象となる建築物	対象外となる建築物
・ 住宅系建築物の用途に供する部分の床面積 >50㎡ 	・ 住宅系建築物の用途に供する部分の床面積 ≤50㎡ 
・ 住宅系建築物の用途に供する部分が2階以上 	・ 住宅系建築物の用途に供する部分が1階のみ 

※住宅系建築物の用途と他の用途との共用の部分（車庫等）については、原則、各用途の面積按分とします。

図1-3-2 住宅系建築物の中間検査対象の該当判断例

1-4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

(1) 法第7条の3第1項第一号によるもの

建築基準法施行令（以下、令という。）第11条に特定工程、第12条に特定工程後の工程が定められています。

表1-4-1 特定工程と特定工程後の工程

特定工程（令第11条）	特定工程後の工程（令第12条）
2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

「階数が3以上の共同住宅の2階の床」の判断例を次に示します。

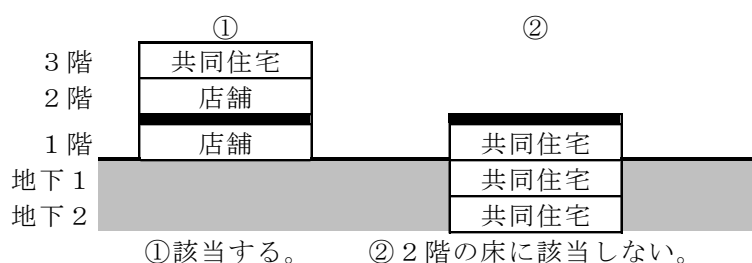


図1-4-1 階数が3以上の共同住宅の2階の床の判断例

構造種別については規定がありませんが、適用については次のようになります。

① 鉄骨造、木造

床及びはりの両方に配筋工事がある場合が対象となります。従って、梁が鉄骨造、木造の場合は原則として適用の範囲外となります。

ただし、（2）の桑名市が定めるものに該当することがあるためご注意ください。

② 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等

表1-4-1のと通りの適用となります。なお、プレキャストコンクリート造については、平成19年7月18日付け国住指第1648号により特定工程の判断時期が示されています。

※工区が複数に分かれている場合は、各工区で特定工程に至った際にはその都度中間検査を受ける必要があります。（法第7条の3第1項第二号とは扱いが異なるため注意してください。）

(2) 法第7条の3第1項第二号により、桑名市が定めるもの

特定工程は、建築物の耐震性を確保するために重要な工程を指定しています。躯体工事の早期の段階として、鉄骨造にあつては建方工事、鉄筋コンクリート造にあつては床の配筋工事等を対象としています。

木造にあつては、構造材相互の接合状況、筋かい等設置状況などについて検査する必要性が高いと考えられることから、それらが確認できるように特定工程及び特定工程後の工程を指定しています。

特定工程後の工程については、中間検査に合格しなければ、その後の工程を行うことが出来ないことから、検査する部分を覆う工程を指定しました。(表1-4-2参照)

特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合は初めて特定工程に係る工事を行った建築物とします。

また、一の建築物の工区を分けた場合は最初の工区に係るものとし、

なお、附属建築物(居室を有するものに限る)のみを増改築する場合の特定工程及び特定工程後の工程については、当該附属建築物の工事の工程に係るものとし、

(図1-4-2、図1-4-3参照)

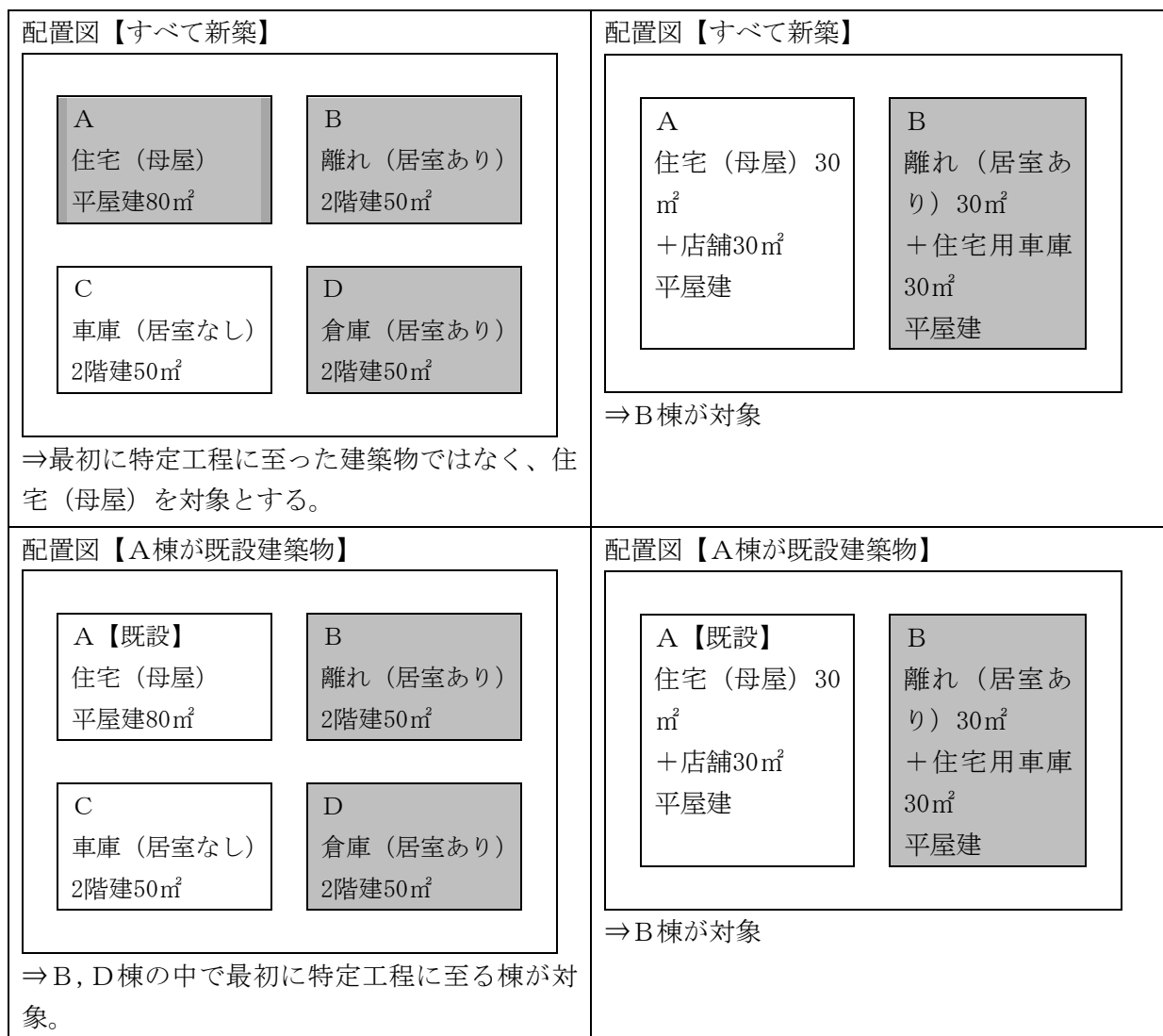
表1-4-2 指定する特定工程及び特定工程後の工程

主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事(屋根ふき工事を除く。)及び内装工事
鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋(プレキャストコンクリート版にあつては接合部)工事	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート版にあつては接合部)を覆うコンクリートを打設する工事
鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事
木造	屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事(杵組壁工法及びプレハブ工法にあつては屋根工事及び耐力壁の工事)	壁の外装工事及び内装工事、その他小屋組及び構造耐力上主要な軸組(杵組壁工法及びプレハブ工法にあつては小屋組及び耐力壁)を隠ぺいする工事

(注) 2以上の構造を併設している場合は、EXP.J等により構造上分離となる場合には、中間検査の対象となる用途・規模の部分を含む部分の構造を主要な構造とみなす。また、構造上一体となる場合には、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

階数が3以上となる木造の建築物で、最上階まで通し柱が施工される等の理由により、建築物全体の構造耐力上主要な軸組工事から屋根工事までの工事工程が連続的に行われるような場合以外については、鉄骨造の規定を準用する。

主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。



※住宅系建築物の用途と他の用途との共用の部分（車庫等）については、原則、各用途の面積按分とします。

…法第7条の3第1項第二号による対象建築物

図1-4-2 住宅系建築物における附属建築物がある場合の特定工程の判断例

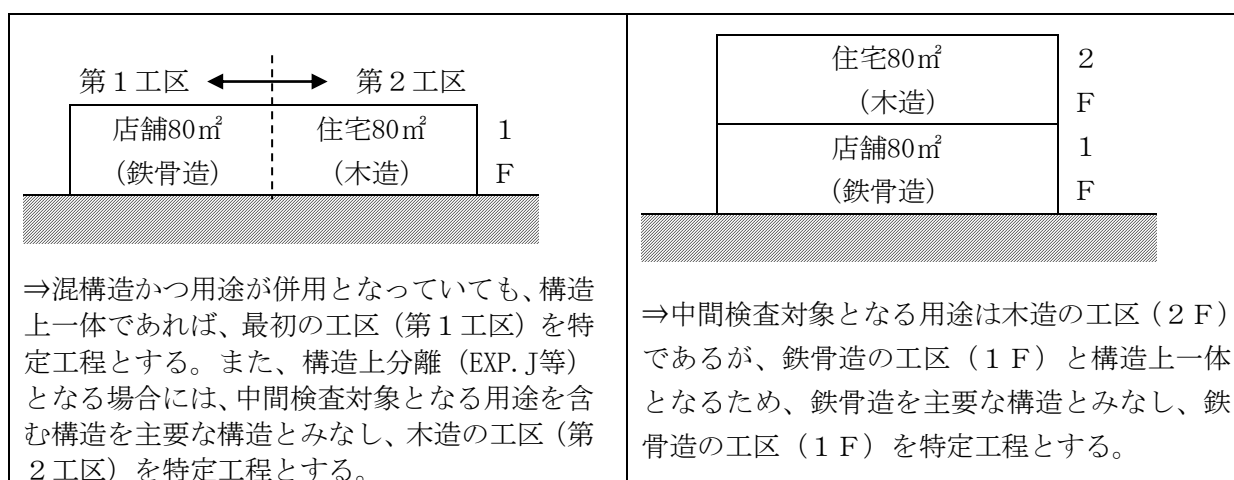


図1-4-3 混構造の住宅系建築物の用途と他の用途を含む建築物における特定工程の判断例

1-5 適用の除外

(1) 法第7条の3第1項第一号によるもの

除外規定はありません

(2) 法第7条の3第1項第二号により、桑名市が定めるもの

対象外建築物は、次のとおりです。

法第7条の3第1項第一号に規定する建築物、法第18条の適用を受ける建築物、法第68条の11第1項に規定する認証型式部材等による建築物、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項の規定に基づく「建設住宅性能評価書」の交付を受ける予定の建築物、平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物、法第85条第6項又は第7項の許可を受けた2階以下の住宅系用途（居室を有するものに限る。）に供する建築物については、適用しません。（表1-5参照）

表1-5 中間検査の要否判断について（法第7条の3第1項第二号の適用除外）

	法第7条の3第1項第一号による建築物	法第85条第6項又は第7項の許可を受けた建築物	法第18条の適用を受ける建築物（計画通知）	「建設住宅性能評価書」の交付を受ける予定の建築物 ※1	型式部材等製造者認証による建築物	丸太組構法を用いた建築物	その他
特殊建築物	×	○	×	×	×	×	○
住宅系建築物	×	×（2階以下の建築物に限る）	×	×	×	×	○

○…中間検査の対象となる建築物

×…中間検査の対象外となる建築物

※1…取得後速やかに、特定工程に相当する箇所について住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条の2第1項に規定する評価方法基準に適合することが確認できる検査報告書の写しの提出が必要。

1-6 確認申請時の留意事項

建築物が中間検査の対象であるかどうかを確認申請の段階で整理し、中間検査の受検漏れ等を防止する観点から、次の事項に留意して確認申請書を作成するようにしてください。

(1) 特定工程終了予定時期の記載

中間検査の対象となる建築物である場合には、確認申請書（第三面）及び建築計画概要書（第二面）の【17. 特定工程工事終了予定年月日】欄に、特定工程の終了予定時期を記載してください。

＜ 確認申請書（第三面）等 記載例 ＞

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)
 (第 1 回) 令和〇〇年×月△△日 (屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事)
 (第 回) 令和 年 月 日 ()

(2) 中間検査対象外である旨の記載

表1－5により中間検査対象外である建築物については、確認申請書（第三面）の「19.その他必要な事項」欄及び建築計画概要書（第二面）の「21.その他必要な事項」欄にその旨を記載し、中間検査対象外であることを明記して下さい。

＜ 確認申請書（第三面）備考欄 記載例 ＞

【19. その他必要な事項】

・品確法に基づく「建設住宅性能評価書」取得予定のため中間検査対象外

＜注意事項＞

・確認申請後に「建設住宅性能評価書」が取得できないことが判明するなど、建設住宅性能評価制度による検査が行われない場合には、中間検査を受検しなければなりません。

(3)壁量計算書及びバランス計算書の添付がない理由の記載

【Q&A13】 参照。

1-7 完了検査時の留意事項について

令第114条第1項の適用を受ける建築物（界壁が法第6条の4第1項第二号に該当するものを除く。）については施工不良を防ぐ観点から、中間検査の対象となる建築物であるかにかかわらず、建築基準法施行規則（以下、省令）第4条第6号の規定により特定行政庁が必要と認める図書として、完了検査申請時に「界壁」の仕様が確認できる工事写真の添付を義務付けています。

※令和3年7月1日以降の完了検査申請より適用となっています。

表1-7 完了検査申請書添付図書

対象用途	完了検査申請書添付図書
長屋又は共同住宅※ （界壁が法第六条の四第一項第二号に該当するものを除く。）	①～③の工事写真 ①小屋（天井）裏に界壁が達していることが確認できるもの（強化天井を用いた仕様を除く） ②界壁及び取り合い部の仕様が確認できるもの（強化天井を用いた仕様については天井の仕様が確認できるもの共） ③界壁又は強化天井を管が貫通する場合においては、当該管と界壁又は強化天井との取り合い部の仕様が確認できるもの

※ 中間検査対象の是非は問わない。

【留意事項】

- ・各階で1か所以上、①～③の工事写真を提出してください。
- ・PB等の二重張りであれば、二重張りの状況が確認できる写真が必要です。（1枚目に2枚目を張っている途中の写真等）
- ・取り合い部については隙間を埋めていることが確認できる写真以外に、隙間を埋めている材料等の仕様が確認できる資料を求める場合があります。なお、特定防火設備や管自体の仕様についても同様です。

2. 手数料について

2-1 中間検査申請手数料

桑名市に中間検査を申請される場合、中間検査申請手数料の額は、中間検査申請 1 件につき、表 2-1 の左欄に掲げる中間検査を行う部分の床面積の区分に応じて、同表の右欄に定める額とします。

なお、指定確認検査機関に中間検査を申請される場合は、申請先にお問い合わせください。

表 2-1 中間検査の申請手数料

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の金額
30㎡以内のもの	26,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	32,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	50,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	71,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	77,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	86,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	148,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	211,000円
50,000㎡を超えるもの	404,000円

2-2 完了検査申請手数料(中間検査対象建築物)

桑名市に完了検査を申請される場合、中間検査を受けた建築物の完了検査申請手数料は減額されます。

完了検査申請 1 件につき、表 2-2 の左欄に掲げる床面積の区分に応じて、同表の右欄に定める額とします。

なお、指定確認検査機関に完了検査を申請される場合は、申請先にお問い合わせください。

表 2-2 完了検査の申請手数料 (中間検査対象建築物)

床面積の合計	手数料の金額
30㎡以内のもの	28,000円
30㎡を超え、100㎡以内のもの	34,000円
100㎡を超え、200㎡以内のもの	56,000円
200㎡を超え、500㎡以内のもの	79,000円
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	84,000円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	91,000円
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	169,000円
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	245,000円
50,000㎡を超えるもの	458,000円

2-3 中間検査を行う部分の床面積

表2-1の「中間検査を行う部分の床面積」は次の考え方に基づいて算定します。

(1) 法第7条の3第1項第一号によるもの

- ・地階および1階の床面積の合計とする。ただし、工区を分けた場合は検査の対象となる部分ごととする。
- ・床面積の算定は令第2条第1項第三号による。

【算定例】

●RC造地上3階建ての共同住宅

3階	300 m ²	検査対象床面積：300 m ² →71,000 円
2階	300 m ²	
1階	300 m ²	

●RC造地上2階地下1階の共同住宅

2階	300 m ²	検査対象床面積：600 m ² →77,000 円
1階	300 m ²	
B1階	300 m ²	

●RC造地上3階建ての共同住宅（2工区に分ける場合）

3階	300 m ²	300 m ²	検査対象床面積： 第1回目申請分 300m ² →71,000円 第2回目申請分 600m ² →77,000円
2階	300 m ²	300 m ²	
1階	300 m ²	600 m ²	
	第1工区	第2工区	

(2) 法第7条の3第1項第二号により、桑名市が定めるもの

- ・ 施工する最初の階の床面積を基準とする。ただし、工区を分けた場合は最初の工区（検査の対象となる）部分とする。
- ・ 2以上の構造を併設している場合は、EXP. J等により構造上分離となる場合には、中間検査の対象となる用途・規模の部分を含む部分を対象とする。また、構造上一体となる場合には、初めて特定工程に係る工事を終えた部分を対象とする。
- ・ 床面積の算定は令第2条第1項第三号による。

【算定例】

● S造4階建ての店舗（2階に30㎡の吹き抜けがある場合）

4階	300㎡	特定工程：鉄骨造の部分において初めて工事を施工する階の建方工事
3階	300㎡	
2階	270㎡	
1階	300㎡	
		検査対象床面積：300㎡ → 71,000円

● RC造3階建ての寄宿舍（床面積に算入されない出庇がある場合）

3階	100㎡	特定工程：主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋工事
2階	100㎡	
1階	150㎡	
		検査対象床面積：150㎡ → 50,000円

● RC造平屋建ての遊技施設（床面積に算入されない出庇がある場合）

1階	3,500㎡	特定工程：屋根版の配筋工事
		検査対象床面積：3,500㎡ → 148,000円

● S造地上2階建ての店舗併用住宅

2階	300㎡（住宅）	特定工程：鉄骨造の部分において初めて工事を施工する階の建方工事
1階	300㎡（店舗）	
		検査対象床面積：300㎡ → 71,000円

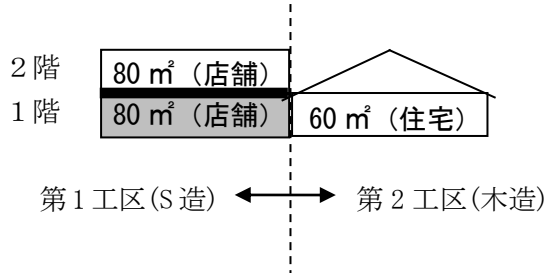
● 木造地上2階建ての店舗併用住宅（住宅部分と店舗部分が構造上一体の場合）

2階	80㎡（店舗）	特定工程：屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事
1階	80㎡（店舗） 60㎡（住宅）	
		検査対象床面積：160㎡ → 50,000円
		※第2工区は中間検査申請不要
第1工区 ← → 第2工区		

● 木造地上2階建ての店舗併用住宅（住宅部分と店舗部分が構造上分離の場合）

2階	80㎡（店舗）	特定工程：屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事
1階	80㎡（店舗） 60㎡（住宅）	
		検査対象床面積：60㎡ → 32,000円
		※第1工区は中間検査申請不要
第1工区 ← → 第2工区		

●混構造地上2階建ての店舗併用住宅（住宅部分と店舗部分が構造上一体の場合）

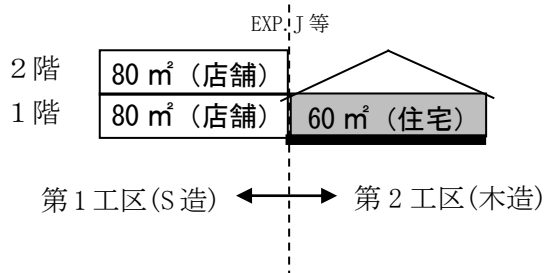


特定工程：鉄骨造の部分において初めて工事を施工する階の建方工事

検査対象床面積：80 m² → 32,000 円

※第2工区は中間検査申請不要

●混構造地上2階建ての店舗併用住宅（住宅部分と店舗部分が構造上分離の場合）

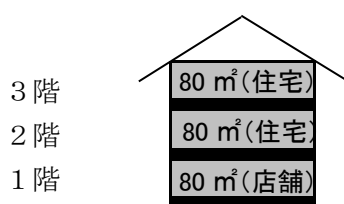


特定工程：屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事

検査対象床面積：60 m² → 32,000 円

※第1工区は中間検査申請不要

●木造地上3建ての共同住宅兼店舗（軸組工事から屋根工事まで通して一度に施工される場合）



特定工程：屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事

検査対象床面積：240 m² → 71,000 円

(3) 検査対象床面積について

鉄骨工事で複数階同時に建て方工事がなされる場合には、上記の「中間検査を行う部分の床面積」と現場で検査を行う部分の床面積は一致しないことが考えられます。しかしながら、手数料算定の簡便化、負担軽減の観点から本市の運用として（１）または（２）に基づいて「中間検査を行う部分の床面積」を算定しています。

なお、申請手数料との整合を図るのが望ましいことから本市に申請される場合には、中間検査申請書第三面８欄【ハ検査対象床面積】に「中間検査を行う部分の床面積」を記載してください。

(4) 留意事項

検査の対象となる建築物の規模に対して、著しく小さい工区となっているなど、不自然な工区設定を意図的に行っている場合、再検査となる可能性があります。

3. 中間検査の内容

3-1 中間検査の基本的事項

建築物の安全性が確保されるためには、施工者による施工管理、工事監理者による工事監理が適切に行われることが不可欠であり、中間検査はそれに基づいて敷地及び建築物の適法性を確認することが主な目的です。

そのため、工事監理者が事前に工事中の建築物及びその敷地の適法性を十分に確認していることを前提として、中間検査対象建築物が特定工程に達した段階で、施工現場が確認申請添付図書等と整合しているか、建築基準関係規定に適合しているかを検査します。

検査時には工事監理の状況把握のため、原則工事監理者の立会いが必須になります。

また、設計内容について変更があり、それが軽微な変更（規則第3条の2）に当たらなければ、事前に計画変更確認申請が必要です。中間検査申請受付後にこのことが判明した場合には、一度中間検査申請を取り下げ、変更確認後再度の検査申請が必要となりますのでご注意ください。

なお、1回目の中間検査申請手数料は返却されません。

中間検査は、実地の検査を原則工事監理者の立会いの下に実施します。書類のみによる検査、写真のみによる検査は認められません。

具体的には、平成11年建設省住指発第201号の通達に基づき、次の3つの項目を確認します。

1) 書類審査

中間検査申請書や添付書類の内容を確認します。

2) 工事監理の状況把握

中間検査を行う前提となる適切な工事監理が実施されていることを、中間検査申請書（第四面）や工事監理報告シートをもとに工事監理者へのヒアリング等にて確認します。

3) 現場検査

工事が行われた部分及び敷地の状況が、直前の確認済証に添付された副本及び中間検査申請書、その添付書類の内容と一致しているかどうかを確認します。従来の完了検査と同様に原則として、目視、寸法測定又は現場書類（納品書、試験結果、工事写真等）の確認により適法性が検査できる範囲で行います。

3-2 検査の特例の適用

法第6条第1項第三号に係る建築物で建築士の設計により確認の特例を受けた建築物の工事で、建築士である工事監理者によって設計図書のとおりに実施されたことが確認されたものは、令第10条の各号に記載の区分に応じて、単体規定の一部が検査の対象外となります。（以下「検査の特例」という。）

中間検査においては、3-1 3) 現場検査の一部が対象外になります。ただし、工事監理者によって設計図書のとおりに工事が実施されたことが確認されているかどうかを判断するため、3-1 2) 工事監理の状況把握は検査の特例の適用の有無に関わらず実施します。

このため、確認の特例により確認申請時に添付不要となる申請図書であっても、中間検査申請時の添付書類として各種設計図書（桑名市建築基準法施行細則第7条の3に位置付け）を求め、設計図書と現場との整合の確認を行います。なお、工事監理の状況把握において、ヒアリングによる疑義がある場合は、検査の特例の適用はできず、現場での確認事項が多くなるほか、追加報告書等の提出を求めます。

3-3 現場検査

1) 現場検査項目

① 目視検査

目視により、確認申請書添付図書と敷地の状況、建築物の配置、施工の状況及び使用材料等とが整合していることを確認します。特に木造の住宅系用途の建築物においては上記に加え、令第46条、第47条等に基づく耐力壁の設置状況、通し柱の位置及び継手又は仕口の構造方法が設計図書と整合していることを検査の特例の適用の有無に関わらず重点的に確認します。

② 計測検査

簡易な計測機器等を用いて検査します。

③ 補足資料の参照等

①及び②の他に、工事監理の状況報告、各種工事施工計画報告書、各種工事施工結果報告書、工事写真等を参照し、工事監理者等にヒアリング等を行います。

上記①～③により、総合的に合否を判定します。

2) 目視できない部分の検査の方法

鉄筋コンクリート造基礎の配筋等、目視による検査ができない部分が適法であるかどうかの検査については、上記1) ③に基づき、その部分に係る試験・検査の状況等について必要なヒアリング等を行います。

3-4 申請書提出時留意事項

中間検査申請書の提出にあつては、以下の事項に注意してください。

1) 中間検査の日程調整

建築主は中間検査による工事中断等の影響ができるだけ生じないように、施工者又は工事監理者から特定工程の工事終了予定日の連絡を求め、相互に調整の上、中間検査予定日を定めてください。

なお、検査の特例が適用される建築物について3-4 3)にて推奨しているとおり、確認申請時に表3-5-1に記載の各種設計図書が提出された場合にあっては、事前に申請先機関と調整し、申請先機関は可能な限り検査予定日を特定工程工事終了予定日とするよう努めてください。

2) 中間検査申請書の提出

建築主は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に中間検査の申請を行わなければなりません（法第7条の3第2項）。上記1)の日程調整も踏まえ、特定工程に係る工事終了後には速やかな申請書の提出をお願いします。

なお、法第7条の3第4項において、建築主事が中間検査の申請を受理した場合には、その申請を受理した日から4日以内に検査しなければならないとされています。

3) 検査の特例が適用される建築物の軸組計算書の事前提出

検査の特例が適用される建築物であっても、工事監理が適正に行われているかの判断資料として軸組計算書を含んだ表3-5-1に記載の各種設計図書の提出を求めることとなります。

そのため、追加の報告等の対応により中間検査合格証の交付が遅延しないよう、確認申請時に添付するなど、事前提出を推奨します。

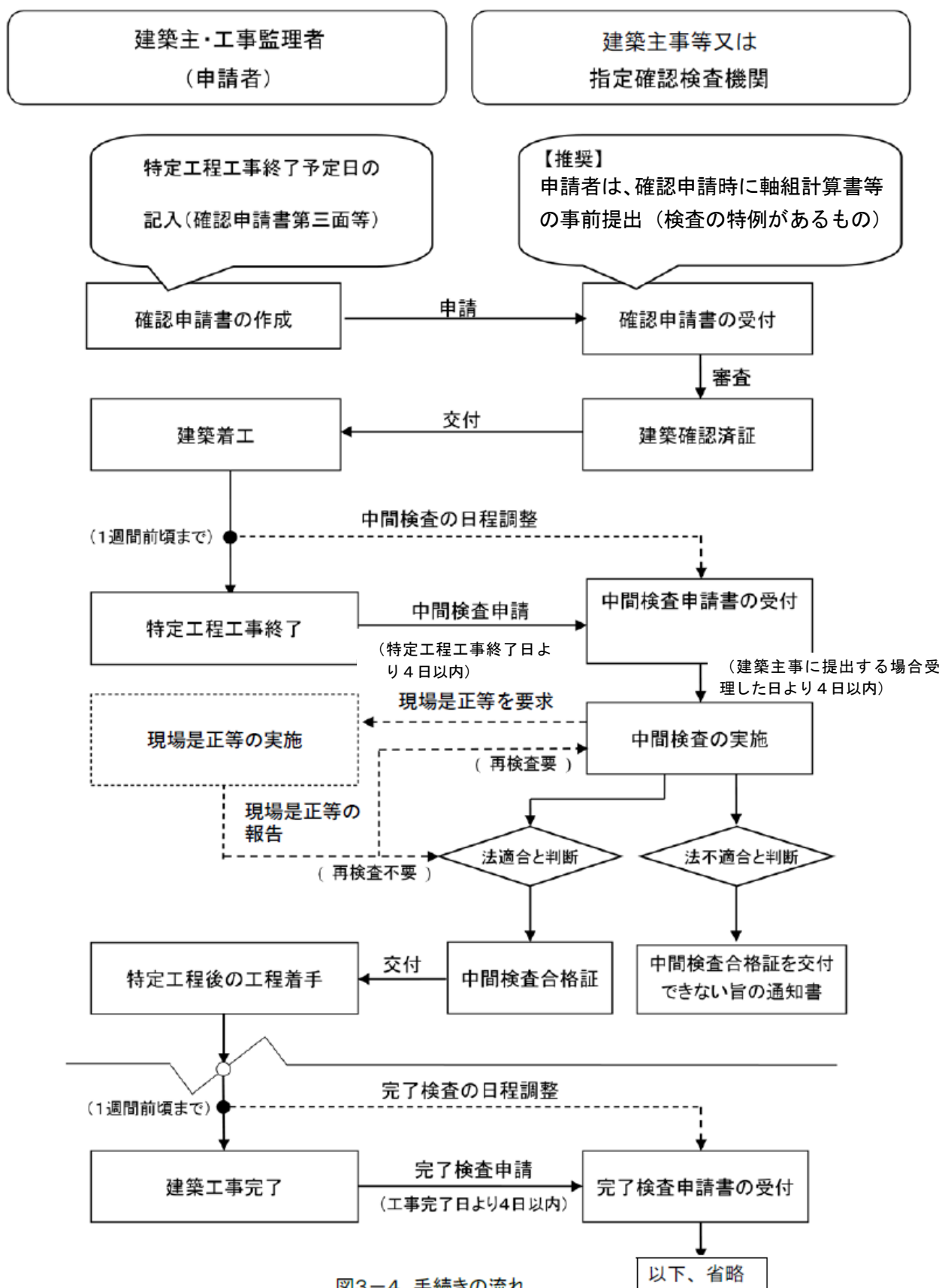


図3-4 手続きの流れ

図3-4 手続きの流れ

3-5 中間検査申請書添付書類及び準備書類

中間検査の申請に必ず必要な書類は3-5 1) 提出書類と3-5 3) 準備書類になります。

1) 提出書類一覧

表3-5-1 中間検査の申請に必要な書類（省令第4条の8）

建築物の種類 提出書類		法6条第1項第三号に該当する住宅系建築物		左記以外 の住宅系建築物	特殊建築物	備考	
		確認の特例の適用を受けたもの					確認の特例の適用がないもの
		検査の特例の適用を受けようとするもの	検査の特例の適用を受けようとししないもの				
① 中間検査申請書(省令別記第二十六号様式)		○	○	○	○	⑤工事監理報告シートを添付した場合、第四面の記載は不要。	
② 委任状		○	○	○	○	自署以外は押印必要。本人の申請による場合不要。	
③ 軽微な変更説明書 (任意様式)		○	○	○	○	直近の計画について軽微な変更が生じた場合に添付。	
④ 工事監理報告書 (様式第9号の2)		○	○	○	○		
⑤ 工事監理報告シート		任意	任意	任意	任意		
⑥ 工事写真		○※1	現場検査時に 提示要	現場検査時に 提示要	現場検査時に 提示要	・検査の特例を受ける際は、3－5 2) 工事写真要領による。	
⑦各種設計図書		△※3	○※2 ※3	確認申請時に添付	確認申請時に添付		
【共通】	仕様書						
	基礎伏図（杭の仕様を含む）						
	構造詳細図						
	各階床伏図						

	小屋伏図						
【木造】※6	使用構造材料一覧表	△※3	○※2 ※3	確認申請時に添付	確認申請時に添付	確認申請時に添付	
	壁及び筋交いの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書						
	軸組計算書（令第46条第4項の壁量計算書、バランス計算書及びH13告示第1540号第5第四号の壁量計算書）※4						
	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口（金物含む）の構造方法を明示した図書						
【鉄骨造】	2面以上の軸組図						
	使用構造材料一覧表						
	構造耐力上主要な柱の脚部と基礎との緊結方法を明示した図書（令第66条）						
	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法を明示した図書（令第67条第2項）						
【鉄筋コンクリート造】	2面以上の軸組図						
	使用構造材料一覧表						
	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法、鉄筋の配置、径、継手、定着の方法及びかぶり厚を明示した構造詳細図						

	施工方法等計画書						
【鉄骨鉄筋コンクリート造】	2面以上の軸組図	△	○※2	確認申請時に添付	確認申請時に添付	確認申請時に添付	
	使用構造材料一覧表						
	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法、鉄筋の配置、径、継手、定着の方法及びかぶり厚を明示した構造詳細図						
	施工方法等計画書						
⑧直前の確認に要した図書及び書類※5		○	○	○	○	○	
⑨その他必要と認める書類		○	○	○	○	○	

○ …添付要 △…下記（注）①を参照

（注）・確認の特例の適用を受けたもののうち、

- ①「検査の特例の適用があるもの」の提出書類については、検査の特例を受ける要件である『建築士による工事監理が適切になされていること』を現地等においても確認することを目的に定めていることから、構造耐力上重要となる部位の仕様及びその構造耐力上の検討結果等を記載した図書等を提出すること。

参考までに、軸組工法及び枠組壁工法の提出書類への明示事項一覧を下表に示す。

軸組工法	・基礎の寸法、配筋 ・構造耐力上主要な軸組、小屋組及び床組を構成する主要な部材の配置・寸法 ・接合部の仕様（金物の配置・種別） ・壁量計算・バランス計算
枠組壁工法	・基礎の寸法、配筋 ・構造耐力上主要な部材（幅90cm以上の開口部の上部に必要なまぐさ、耐力壁を繋ぐ頭つなぎを含む）の配置・寸法（H13 告示第1540号に規格が示されているものについては、その番号の記載に代えても可）及び接合部の仕様（金物の配置・種別） ・耐力壁の配置及び耐力壁間相互の距離及び耐力壁線に囲まれた水平投影面積 ・耐力壁線に設けられる開口部の幅 ・壁接合部や床版の緊結に用いられる釘の本数及び釘打ち間隔、釘打ちに過度なめり込み（合板厚み3分の1以上）がある場合の増し打

	ちの仕様 ・壁量計算
--	---------------

なお、必要な記載がなされていればプレカット承認図等を流用して、集約化した図面を作成、提出してもよい。

- ②「検査の特例の適用がないもの」の提出書類については、当該計画について、建築基準法の対象となる規定の全てが検査対象となるため、原則、これら全ての規定（確認の特例の適用を受けなかったとした場合に確認申請時に記載が必要な内容）を網羅した図書等を提出すること。

- ・仕様規定に代わる構造計算書は、令第46条第2項による計算も含め原則、中間検査申請書への添付は不要。
- ・法第68条の10第1項の認定型式に適合する建築物の部分、法第68条の20第1項の規定に係る認定型式部材等に係る建築物の部分、法第68条の25第1項に規定する構造方法等の認定に係る建築物、法第38条の規定による認定に係る建築物について、当該認定等により確認申請時の添付が省略されている図書は添付不要。ただし、①中間検査申請書の第三面の【12.備考欄】に該当する規定による図書の添付省略の旨、認定番号及び日付を記入すること。

※1…中間検査時に添付されたものは完了検査申請時に添付不要。

※2…確認申請時に添付されているものを除く。

※3…木造建築物のうち、仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建築物（規模：地階を除く階数が2階以下かつ高さ16m以下で延べ面積が300㎡以下）については、仕様表に必要な事項を記載することで各種伏図及び2以上の軸組図が省略可能です。
 なお、桝組壁工法等については、令第80条の2に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項（具体的には告示（H13告示第1540号））を示した伏図等が必要になります。

※4…構造計算によることで壁量計算等が省略される場合を除く。

※5…確認申請先とは別の建築主事等若しくは指定確認検査機関を検査申請先とする場合

※6…【桝組壁工法】に添付が必要な図書は、H13 告示第1540 号に規定された仕様を記載した図書とする

2) 工事写真撮影要領

検査の特例を適用する場合に提出する工事写真については、省令第4条の8第1項二号（第4条の11の2において準用する場合を含む）に基づき、次のように写真を提出してください。

- ・ 工事監理者が監理したことがわかる（工事監理者、黒板等を写すなど）ように撮影してください。
- ・ 下表の各工程で、工事写真の内容に応じて2～4枚程度は添付してください。
- ・ 提出は様式に記載の工事写真提出参考様式をご活用ください。

表 3－5－2 検査の特例を適用するための工事写真

工 程	構造種別	工 事 写 真 の 内 容
①基礎の配筋の工事終了時（RC造の基礎の場合に限る）	共通	☐ 基礎配筋後の全景
		☐ 底盤及び一般箇所（形状寸法・鉄筋径・本数・ピッチ、かぶり等）
②構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事終了時	木造	☐ 柱、筋かい、耐力壁の全景 ☐ 柱、梁及び桁の部材寸法、位置、仕口・継手の状況 ☐ 土台、床組、火打材、アンカーボルト、金物等の部材寸法、取付状況 ☐ 筋かい・耐力壁の部材寸法、位置、仕口の状況
	鉄骨造	☐ 柱、梁、ブレースの全景 ☐ 柱、梁、ブレースの部材寸法、位置、仕口・継手の状況
	RC造	☐ 柱、壁、梁の全景
	SRC造	☐ 柱、壁の部材寸法、位置、仕口・継手の状況 ☐ 柱、壁の鉄筋径・本数・ピッチ、かぶり等
③屋根の小屋組、平屋の建て方又は平屋の屋根版の工事終了時	木造	☐ 小屋組の全景 ☐ 小屋組の部材寸法、接合金物などの取付状況
	鉄骨造	☐ 平屋の建て方の全景
	RC造 SRC造	☐ 平屋の屋根版の全景 ☐ 屋根版、柱、梁の仕口・継手の状況 ☐ 屋根版、柱、梁の鉄筋径・本数・ピッチ、かぶり等

3)準備書類

検査の際には必ず次の工事図書類を用意してください。なお、これらの書類は中間検査申請時に提出の必要はありませんが、現地検査において検査員が確認するものです。

ただし、検査の特例を適用する建築物においては各工程の写真以外は必ずしも必要とはしませんが、工事監理の状況のヒアリングの結果、疑義がある場合は資料の提出を求める場合があります。

【 鉄筋コンクリート造の部分 】

- ・ 工程写真
 - ・ 鉄筋製品検査成績書（ミルシート等）
 - ・ コンクリート配合報告書
 - ・ コンクリート試験成績書報告書（四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応ほか）
 - ・ 配筋写真
 - ・ 鉄筋ガス圧接試験成績表（試験を行った者の氏名、資格、サンプル数、試験結果等）
- すでに基礎等が施工済みで中間検査で配筋状況が確認できない場合は、それが確認できる工事途中の写真

【 鉄骨造の部分 】

- ・ 工程写真
- ・ 鋼材製品検査成績表（ミルシート等）
- ・ 溶接部検査結果報告書（試験を行った者の氏名、資格、サンプル数、試験結果等）

【 木造の部分 】

- ・ 工程写真 ※ 枠組構造の特定工程時に生じる隠蔽部の写真に注意する。

また、必ず必要な工事図書以外に次の工事図書類を確認することがあります。

- ・ 地盤調査報告書
- ・ くいの施工結果報告書
- ・ 各種工事施工計画報告書
- ・ 各種工事施工結果報告書
- ・ 非破壊検査報告書
- ・ 使用金物一覧表
- ・ 各種認定工法が確認できる書類

3-6 検査前確認項目

工事監理者は、「設計図書」と「確認申請書」との間に不整合が無いように照合を行う必要があります。また、中間検査を受ける前に、工事監理者は次の事項について、「工事監理報告シート」の検査項目に従い、必ず現場で再チェックしてください。

(1)共通事項

中間検査は主に特定工程の部分、特定工程に関わる前工程の部分の適合性の確認を行います。

特定工程を躯体工事中に定めていることから構造関係規定を中心にチェックを行いますが、これに加えて敷地の形状、衛生及び安全性、接道関係、並びに建築物の配置等についても検査の対象となります。

以降は、工事監理報告シートの各項目に対応して係る解説および工事監理上の留意事項等を記載

しています。

(2)鉄筋コンクリート造

中間検査を受ける前にあたっては、各部位の検査に先だって工程全体の配筋状況を見渡し、鉄筋の乱れ、踏荒らし、波打ち、たるみ等がなく整然と配筋されているかどうかを確認し、全体の施工状況を把握し以下の事項について再チェックしておいてください。

①全体

- a) 柱、はり、壁、スラブの位置の確認（令第3章第6節）。
- b) かぶり厚さについては、令第79条により数値が規定されているので、これが確保されているか確認する。外壁で柱面とはり面が同一面となる場合、柱型部分における鉄筋のかぶり厚さがとれない場合があるので注意を要する。（令第79条）
- c) 鉄筋の材質については、圧延マークや色別表示による確認方法があるが、一般的にはミルシートによりJIS規格(JISG3112)に定める品質に適合するもの又は法第37条第二号の国土交通大臣の認定を受けたものであることを確認する。また、圧接抜き取りによる引張試験結果で母材破断の場合の降伏点及び引張強度結果なども参考となる。（法第37条、H12告示第1446号、令第90条、H12告示第2464号）。
- d) コンクリートの品質については、JIS規格に定める品質に適合するもの又は法第37条第二号の国土交通大臣の認定を受けたものであることを確認する。

なお、鉄筋コンクリートの耐久性を確保する観点から、塩化物総量規制基準およびアルカリ骨材反応抑制基準に適合しているか確認する。（令第72条）（参考図書例：JASS 5「発注・製造および受入れ」「コンクリートの種類および品質」等）

- e) 強度試験はJIS規格（JIS A 1108、JIS A 1107）により実施され、試験結果が次の条件に適合することを確認する。（令第74条、S 56告示第1102号）
 - ・コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で現場水中養生又はこれに類する養生を行ったものについて強度試験を行った場合に、材齢が28日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。
 - ・コンクリートから切り取ったコア供試体又はこれに類する強度に関する特性を有する供試体について強度試験を行った場合に、材齢が28日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値に10分の7を乗じた数値以上であり、かつ材齢が91日の供試体の圧縮強度の平均値が設計基準強度の数値以上であること。
 - ・コンクリートの圧縮強度試験に用いる供試体で標準養生（水中又は飽和蒸気中で行うものに限る。）を行ったものについて強度試験を行った場合に、材齢が28日の供試体の圧縮強度の平均値が、設計基準強度の数値にセメントの種類及び養生期間中の平均気温に応じてS 56告示第1102号第1の第三号表に掲げる構造体強度補正値を加えて得た数値以上であること。

②地盤・基礎(鉄骨造、木造共通)

- a) 支持地盤については、直接目視できる場合は地層、構成等により適切な地盤であることの確認を行う。また、くい基礎等直接目視できない場合には、試験くいの際の掘削土標本などと地盤調査報告書を照合することにより確認をする（令第38条、令第93条、H13告示第1113号）。また、土質については、ボーリング等により土の試料が得られる場合は目視で確認する。なお、構造計算を行っていない建築物の基礎については、地盤の長期許容応力度に応じた基礎の構造となっているか確認を行う（H12告示第1347号）。
- b) くいについては、施工結果報告書等で工法、本数、径、施工深度、またくいの心ずれ等を

確認する。また、基礎やくいが偏心している場合は、ベース筋また地中ばりに対する補強鉄筋が適切に施工されているかを確認する（令第38条、令第73条、令第77条の2、令第78条）。

偏心による補強の必要性については、当初設計の余裕度により異なるため原則として構造計算により確認する。しかし、くいの偏心が10cm程度の場合には、くい材強度の余裕度に期待し基礎ばりへの曲げ戻しを行わないのが一般的である（参考図書例：配筋指針「基礎」等）。

③柱

- a）、g）確認図書（構造詳細図）の柱筋リストで柱断面径、鉄筋径、本数、配置方向、帯筋ピッチ（副帯筋含む）等を確認する（令第77条）。とくに柱筋の配置がX、Y方向を取り違えている場合があるので注意を要する（参考図書例：JASS 5「鉄筋間隔・あきの最小寸法」等）。
- c）、e）、k）確認図書（構造詳細図）の架構詳細図、仕様図等で柱頭、柱脚部分の柱筋の納まり、定着、継手の位置、帯筋のフック形状等を確認する（令第73条）。また、柱出隅部分の重ね継手における主筋端部のフックを確認する（参考図書例：配筋指針「柱頭（最上階）の配筋」「柱脚（最下階）の配筋」等、JASS 5「柱筋の継手の位置及び定着」等）。
- h）柱筋と帯筋の結束については、特に柱の絞り部分にあそびが出やすいので注意を要する（参考図書例：配筋指針「帯筋、副帯筋の一般形状」「柱筋の絞り位置と絞り方」「帯筋の配筋間隔について」等）。

④はり

- a）、g）確認図書（構造詳細図）のはり筋リストで、はりせい、はり幅、鉄筋径、本数、位置、あばら筋ピッチ（中子筋含む）等を確認する。特に中吊り筋の下がりすぎや、鉄筋との間隔不足に注意を要する（令第78条）（参考図書例：JASS 5「鉄筋の間隔・あきの最小寸法」及び配筋指針「はり端部・中央部の配筋」等）。
- c）、d）、e）確認図書（構造詳細図）の架構詳細図、標準仕様図等ではり主筋の柱への定着、継手の位置、継手長さ、あばら筋のフック形状等を確認する。特にはり主筋の柱への定着については、定着起点から折曲げ部までの水平距離を確保することが重要なので注意を要する。
また、はり出隅部分の重ね継手における主筋端部のフックを確認する（令第73条、令第78条）（参考図書例：JASS 5「梁筋の定着」、RC規準「仕口への定着」等、JASS 5「梁筋の継手の位置」「鉄筋の重ね継手の長さ」等、配筋指針「あばら筋」「腹筋」「幅止め筋」「片持ちばりの配筋」「小梁の端部・中央部の配筋」「定着」等）。
- f）開口部の補強については、既製の評定品の使用が多いので使用方法等要件を満たしているかを確認図書（構造詳細図）の標準仕様図又は認定設計施工要領で確認する。

⑤スラブ

- a）確認図書（構造詳細図）のスラブ筋リストで厚さ、主筋方向、鉄筋ピッチ、径等を確認する。特に短辺方向に主筋が配置されているかを注意する（令第77条の2）（参考図書例：配筋指針「床スラブ継手位置」「床スラブに関するその他の事項」等）。
- c）、e）確認図書（構造詳細図）の標準仕様図等でスラブ筋の定着長さ、定着方法、継手位置、継手長さ等を確認する（令第77条の2）（参考図書例：配筋指針「床スラブ配筋」等）。
- d）片持ちスラブについては上端筋の位置が正しく保たれているか、定着長さが確保されているかを確認する。また元端のスラブ厚が確保されていない例が多いので注意を要する（令第73条、令第77条の2）（参考図書例：配筋指針「片持ちスラブ」等）。
- g）開口部により鉄筋を切断したまま施工することもあるので、切断した鉄筋と同じ鉄筋量の

補強等がなされているかを確認する（参考図書例：RC規準等）。

- h) 階段部分の配筋においては、階段の主筋が確認図書（階段詳細図）のとおり配筋されているか、また壁等への定着が確保されている確認する（参考図書例：配筋指針「階段」等）。

⑥壁

- a) 確認図書（構造詳細図）の構造図の壁筋リストで厚、鉄筋ピッチ、径等を確認する（令第78条の2）。b)、c) 確認図書（構造詳細図）の標準仕様図等で壁筋の定着長さ、定着方法、継手位置、継手長さ等を確認する（令第78条の2）。また、二次壁等ではりの落とし込みのため、壁の横筋がカットされたままで定着していないことがあるので注意を要する（参考図書例：JASS 5 及び配筋指針「壁筋の定着」等、JASS 5 及び配筋指針「壁筋の継手の位置」等）。
- d) 壁の開口部については特にひび割れが生じやすい部分なので、標準仕様図のとおり補強筋の施工がされているかを確認する（令第78条の2）（参考図書例：配筋指針「壁開口補強、構造規定「スリットの配置及び詳細」等」）。
- e) 確認図書（構造詳細図）の伏図又は軸組図等でスリットの位置を確認し、標準仕様図等で施工方法が正しいか確認する。

⑦その他

- b)、c) ガス圧接については、圧接部の形状を目視、計測により確認し、強度等については試験成績書などにより確認する（H12告示第1463号）。圧接部の検査では、試験成績表等により検査の状況を確認する。抜き取り検査の場合は、検査率・圧接部の強度を確認し、超音波探傷試験の場合は、第三者検査機関による受入れ検査であること、検査率（1ロット30箇所）、内部欠陥の有無、不合格率等を確認する（令第73条）（参考図書例：JASS 5 「ガス圧接継手」等）。
- d) 特殊鉄筋継手については、認定、評定により承認された設計施工要領書のとおり施工されているか確認する（参考図書例：JASS 5 「特殊な鉄筋継手」等）。機械式継手については、確認図書等からカップラー等の耐力や接合部分のモルタル、グラウトの材料強度、ナットのトルク等を確認する（H12告示第1463号）。
- e)、f) 型枠の締付け、清掃状況及びコンクリート打設状況を確認する。
型枠の施工や清掃及びジャンカ処理が適切に行われていない場合、断面欠損やかぶり厚さ不足となりやすいので、注意し状況の確認を行う（令第76条、令第79条）。
また、コンクリート打継ぎ面の施工は、構造耐力上重要であるため洗浄処理が行われているかヒアリング等により確認することが望ましい。
- i) 型枠の存置期間及び既存部分のコンクリート打設後の養生方法が適切に行われているか、ヒアリング、目視等により確認をする（令第75条、令第76条、S46告示第110号）（参考図書例：JASS 5 「型枠の検査」「不具合とその修理方法の例」「打継ぎ「養生」等」）。
- j) コンクリートの圧縮強度試験については、供試体の養生方法により試験材齢日が異なるので注意を要する（令第74条、S56告示第1102号）（参考図書例：JASS 5 「調合」等）。

(3)鉄骨造

①全体

1. 加工工場の類別

選定した鉄骨加工工場名が現場の表示板に記載されていることを確認する。

2. 材料の品質規格確認

a) 鋼材等の規格・品質の確認

法第37条の規定により構造耐力上主要な部分に「指定建築材料」を用いる場合は、当該材料は日本産業規格（JIS）又は日本農林規格（JAS）に適合するか、又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

使用鋼材は、確認図書と鋼材等の品質証明書（ミルシート原本又は裏書き方式ミルシート等）とを照合する。

その他の使用材料・製品は、それぞれの規格に適合していることを規格証明書・検査証明書等で確認する。

b) 溶接材料の品質確認

溶接接合部の「溶着金属」についての性能が令第67条第2項に基づく技術的基準（H12告示第1464号）によって規定されており、接合される鋼材の種類に応じた溶接材料を用いなければならない。

現場での検査は外観の検査によって、品質証明書等との照合を行う。

3. 部材の配置

柱・はり・ブレース等各部材の配置が、確認添付図書と整合していることを確認する。この部材配置は、建築物の構造上の性能に対する影響が大きいため慎重にチェックする。

4. 部材の寸法・形状

柱・はり・ブレース等各部材の寸法・形状が、確認添付図書に整合していることを確認する。

5. 建方精度

建方検査は、建入れ直しの状況、仮締めボルトの位置・本数等、倒壊防止措置等について確認を行う。

②溶接接合部

1. 工場溶接部分の外観・形状

溶接部の外観検査は、次の項目のうちa) からe) について特に重点的に行う。

a) 溶接継目の種類

突合せ溶接か隅肉溶接（部分溶込み溶接を含む）かについて、確認図書（必要に応じて設計図書）と照合する。

b) 溶接継目のくい違い、仕口のずれ

c) アンダーカット等の断面欠損

d) 割れ

e) その他の溶接部の外観・形状

具体的な検査項目、検査方法及び判定基準は、JASS 6 鉄骨精度検査基準を参考にする。

2. 現場溶接部分の組立精度の確認

開先形状その他の組立検査等は、工場製作における組立検査の場合と同様に行う。この場合に、開先面と近傍には、溶接に有害でない錆止めの措置がなされていることを確認する。また、超音波探傷作業に支障があるため、溶接部から15～40cm（板厚等によって異なる。）程度は、塗装されていないことを確認する。塗装されている場合は、検査に支障がないこと（例えば感度調整等）を確認する。

3. 現場溶接部分の製品検査

溶接部の外観検査及び超音波探傷作業については、工場製作における溶接部の受入検査と同様に行う。原則として、全数検査が行われていることを確認する。

4. 現場溶接部分の外観・形状

a) 現場溶接部の部位

現場溶接を採用した接合部の位置・形状・寸法を確認図書と照合して確認する。

③ボルト接合部

1. トルシア形ボルト

- a) 現場受入検査確認図書に基づいて、高力ボルト接合を採用する部位を確認し、使用する高力ボルトセットの品質が変質していないことを確認する。（令第92条の2）
- b) ボルトの径等ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ、縁あき等について、確認図書と照合する。必要に応じて計測検査を行う。（令第67条、令第92条の2）
- c) 締付状態の確認本締め検査は、トルシア形高力ボルトの場合にピンテールの破断とマークのずれ等により、締付状態及び共回りの有無を確認する。（令第92条の2）

2. JIS形六角ボルト

- a) 締付機器の調整、現場受入検査確認図書に基づいて、高力ボルト接合を採用する部位を確認し、使用する高力ボルトセットの品質が変質していないことを確認する。（令第92条の2）
- b) ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ、縁あき等ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ、縁あき等について、確認図書と照合する。必要に応じて計測検査を行う。（令第92条の2）
- c) 締付状態の確認（摩擦接合面の処理・肌すきの有無・マーキングの状態等）本締め検査は、六角高力ボルトの場合にはトルクレンチによる締付けトルクの確認及びマークのずれにより、締付状態及び共回りの有無を確認する。

④ブレース接合部

ブレースの構造形式（K型、V型、X型等）を設計図書と照合し、部材の寸法、材質及び接合部（ブレース端部、柱・はり部分の補剛等）の構造詳細を確認する。

⑤柱脚接合部

柱脚の検査にあたっては、柱脚を構成する4つの要素（ベースプレート・アンカーボルト・ベースモルタル・基礎鉄筋コンクリート）に期待する性能が、柱脚の応力伝達の条件に対応して異なることに注意し、確認図書と照合する。

a) 柱脚接合工法の確認

柱据付面の状況、アンカーボルトの据付状況（径・長さ・取付位置等）、露出型固定柱脚の施工状況（認定工法の場合は、メーカーの設計施工チェックシート等による確認）等について確認する。

b) アンカーボルトの保持・埋込方法等

構造耐力を負担しない建方用の場合は、鉄骨工事技術指針等を参考にして確認する。ベースプレートの材質・形状・板厚については、確認図書で確認する。

c) アンカーボルトの材質等

アンカーボルトの材質、径、本数、配置等については、確認図書と照合確認する。ナットの高さの確認は、コンクリート上端からのボルト頭部の突出し長さが不足しているとナットのかかり代が少なくなるので、これを確認すること。

d) アンカーボルトの締付状態

e) スタッドボルトの径等

溶接の管理について確認し、スタッドボルトの径、本数、配置等については、確認図書と

照合する。

⑥床スラブ接合部

a) 床構造の形式

設計図書で床構造の形式及び使用部材の種類、板厚等を照合する。

b) シヤーコネクタの施工状況・検査結果

シヤーコネクタ（頭付スタッド、焼抜栓溶接等）の施工状況を目視で確認する。

⑦帳壁等の接合部（緊結金物の取付状況）

接合ピースが取り付けられている場合は、確認図書と照合し、必要な変形を確保しうる構造であることを確認する。

(4)木造

①全体

○材料の品質規格確認

- ・法第37条等の規定により、構造耐力上主要な部分等に「指定建築材料」を用いる場合は、当該材料は日本産業規格（JIS）又は日本農林規格（JAS）に適合するか、又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。使用する木材は、確認図書と木材等の品質証明書（納品書、プレカットシート、木材の刻印・ラベル）とを照合する。その他の使用材料・製品は、それぞれの規格に適合していることを規格証明書・検査証明書等で確認する。
- ・令第41条等の規定により構造耐力上主要な部分に使用する木材は、耐力上の欠点となりえる節、腐れ等の有無を確認する。
- ・土台、柱、梁などの寸法が使用構造材料一覧表等に記載されている通りであることを確認する。また、部材の配置が軸組図等に記載されている通りであることを確認する。特に耐力壁の配置や柱の位置、梁のレベルが異なる場合、構造上の性能に対する影響が大きいため、慎重にチェックする。

② 軸組工法

○接合部

筋かい端部、軸組の柱脚及び柱頭の仕口等の各部位の接合部（金物含む）が構造詳細図等に記載されているものであることを確認する。

○土台

- ・令第42条の規定により基礎との緊結のためのアンカーボルトの材質、形状、寸法及び配置等の緊結状況が基礎伏図等に記載されているものであることを確認する。
- ・令第47条の規定により構造耐力上主要な部分の継手又は仕口の接合方法が基礎伏図等に記載されているものであることを確認する。

○柱

- ・令第43条第4項の規定により切り欠きは柱の所要断面積の1/3未満であることを確認する。なお、1/3以上切り欠きを設けた場合、縁応力を伝達できる補強が構造詳細図等に記載されているものであることを確認する。
- ・柱の接合部が構造詳細図等に記載されているものであることを確認する。階数が2以上の建築物におけるすみ柱又はこれに準ずる柱は、次のとおりであることを確認する。

A) 当該柱が耐力壁端部の柱である場合

接合金物が構造詳細図等に記載されているものであることを確認する。

B) A)以外の場合

通し柱又は上下階の柱間を帯び金物等により緊結されていることを確認する。

○はり、けた

令第44条の規定により、横架材の中央部下側に耐力上支障のある欠込みがないか確認する。

○床組

- ・床組隅角部の火打ち材や、釘打ちされた構造用合板やパーティクルボードの設置状況が各階床伏せ図等に記載されているものであることを確認する。
- ・床の設置高さの確保又は、これに変わる防湿措置の状況に関して、設計図書とおりであることを確認する。
- ・外壁の床下部分には、壁の長さ 5 m 以下ごとに、面積300cm²以上の換気孔等及び、これのねずみの侵入を防ぐための設備に関して設計図書とおりであることを確認する。

○筋かい、耐力壁

- ・令第45条第4項により筋かいには欠込みをしてはならない。ただし、たすき掛けにするために筋かいにやむを得ず欠込み部がある場合の補強方法が構造詳細図等に記載されているものであることを確認する。
- ・耐力壁に設置された開口部が開口部を設けない場合と同等以上の剛性及び耐力を有するものとして取り扱えるか確認する。
- ・存在壁量が設計図書に記載されているものであることを確認する。

○小屋組

令第46条第3項の規定により、必要な火打ち材及び振れ止めが構造詳細図等に記載されているものであることを確認する。

○防腐措置等

地面から 1 m 以内の部分には、防腐防蟻措置が講じられていることを確認する。

③枠組壁工法

○木材等の規格・品質の確認

構造耐力上主要な部分については、H13告示第1540号による規格としなければならない。構造計算等によって仕様等が決定されている場合は確認図書と照合する。

効に補強されていることを確認する。

- ・ 2, 3階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合、各階床伏図、構造詳細図等に記載されたとおりに当該耐力壁の直下の床根太が構造耐力上有効に補強されていることを確認する。
- ・ 床材の厚さが構造詳細図に記載されているとおりに確認する。
- ・ 床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台、頭つなぎとの緊結が、構造詳細図に記載されているとおりに確認する。特に釘打ちに過度なめり込み（合板厚み $1/3$ 以上）があれば増し打ちが行われていることを確認する。

○耐力壁（H13告示第1540号第5）

- ・ 耐力壁の配置が各階床伏図、構造詳細図に記載されたとおりに施工されていることを確認する。間取りの変更により耐力壁等の位置が変更されている場合は、再度構造の安全性に対する検討が必要になる。
- ・ 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠寸法が構造詳細図に記載された寸法形式どおりか確認する。
- ・ 耐力壁線相互の距離、耐力壁線に囲まれた部分の水平投影面積が各階床伏図どおりか確認する。
- ・ 耐力壁のたて枠相互の間隔が各階床伏図、構造詳細図に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・ 各耐力壁の隅角部及び交差部のたて枠が各階床伏図、構造詳細図に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・ 屋外に面する部分で、かつ、隅角部又は開口部の両端の部分にある耐力壁のたて枠が構造詳細図に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・ 頭つなぎが設計図書の構造詳細図に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・ 耐力壁線に開口部の幅が各階床伏図に記載されたとおりに施工されていることを確認する。（幅 4 m 以下かつ、幅の合計は当該耐力壁線の長さの $3/4$ 以下）
- ・ 幅 90cm 以上の開口部の上部に、構造耐力上有効なまぐさが設計図書に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・ 各部分の接合部の釘の種類、本数及び釘打ち間隔が設計図書の各階床伏図、構造詳細図に記載されたとおりに確認する。釘打ちに過度なめり込み（合板厚み $1/3$ 以上）があれば増し打ちが行われていることを確認する。

○横架材（H13告示第1540号第6）

- ・ 床根太、天井根太などの横架材の中央部付近の下側に構造耐力上支障のある欠き込みがないことを確認する。

○小屋組（H13告示第1540号第7）

- ・ 垂木及び天井根太の寸法が構造詳細図等に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・ 垂木相互の間隔が小屋伏図に記載された寸法とおりに施工されていることを確認する。（65cm 以下）
- ・ 垂木つなぎが構造詳細図等に記載されているとおりに設けられていることを確認する。
- ・ 垂木又はトラスと頭つなぎ及び上枠との緊結が構造詳細図等に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・ 振れ止め等が設置されているか確認する。
- ・ 屋根下地材が構造詳細図等に記載されたとおりに施工されていることを確認する。
- ・ 各部材の緊結が構造詳細図に記載されたとおりに施工されていることを確認する。

- ・屋根等に幅90cm以上の開口部を設ける場合は構造詳細図に記載されたとおり開口部の上部にまぐさが構造耐力上有効に設けられていることを確認する。

○防腐措置等（H13告示第1540号第8）

- ・土台と基礎の接する部分の下地に防水紙等が使用されていることを確認する。（ねこ土台の設置でも可。）
- ・土台に枠組壁工法構造用製材等規格に規定する防腐処理が施されている旨の表示がされていることを確認する。
- ・構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から30cm以内の外周部分については腐朽及びしろありを防ぐための措置がなされていることを確認する。
- ・地面から1 m以内の構造耐力上主要な部分に使用する木材に有効な防腐措置が講じられていることを確認する。（土台、端根太、側根太、たて枠、筋かい、壁材。）
- ・腐食のおそれのある部分及び常時湿潤状態となるおそれのある部分の部材を緊結するための金物に有効なさび止めが行われていることを確認する。（さび止め塗装等。）

4. Q&A

○中間検査の対象について		
1	Q 中間検査対象となる住宅部分の面積には主用途が住宅である建築物の車庫や倉庫部分も含まれますか。	A 同一棟であれば車庫や倉庫部分なども含まれます。なお、用途不可分の別棟付属建築物であれば、原則対象ではありませんが、離れのような居室を設けている場合は棟毎の規模に応じて中間検査対象となります。
2	Q 中間検査対象外となる附属建築物とはどのようなものになりますか。	A 居室を有しない附属建築物（附属車庫、倉庫等）は中間検査の対象外となります。ただし、居室を有する附属建築物（離れ）は対象となります。
3	Q 中間検査対象となるのは「新築」のみであり、増改築は対象外という理解でよろしいか。	A 同一棟増築及び改築は中間検査対象外になります。建築物（居室を有するものに限る）を別棟にて増築する場合は中間検査対象となる場合があります。なお、既存建築物を既存の計画とは異なる計画にて1棟まるごと建替える場合は、「改築」ではなく「新築」と扱います。
4	Q 都市計画区域外での新築木造住宅（軸組構造）、延べ床面積100㎡、平屋建ての場合、建築工事届での提出になりますが、中間検査該当物件になりますか。	A 都市計画区域外での当該構造・規模の計画については、確認申請が不要ですので、中間検査も不要になります。
○特定工程について		
5	Q 中間検査合格証が発行される前に特定工程に係る部分を覆うような吹き付け断熱工事を行うことは可能ですか。	A 特定工程としては、原則、軸組及び小屋組が露出している状態で構造が明確に確認できることが必要になるため、中間検査合格証交付後に施工してください。
6	Q 枠組壁工法の場合で外部と内部の耐力壁の完成時期がずれる場合は中間検査を行う時期はどのように考えればよいでしょうか。	A 耐力壁は両面とも特定工程に該当すると考えます。従って、両面とも完成後に中間検査を実施しますが、当該部分においては、隠蔽部となる部分の工事写真の準備を必ずお願いします。

		なお、この時外装材が施工されていることは認められません。
7	Q 木造建築物の特定工程である「屋根工事」について、屋根ふき工事すべてを含みますか。	A 「屋根工事」が完了していない場合であっても、所定の金物が入っていれば、特定工程に至っていると判断します。 （多くの場合、雨がかりを防止するため、軸組工事に引き続いて屋根工事が行われることが想定されますので、稀なケースかと思われます。）
8-1	Q 法第7条の3第1項第二号による特定工程について、2以上の検査用途（中間検査対象となる用途・規模を満たすもの。）を併設している場合で、任意に工区分けを行った場合、初めて特定工程に係る工事を行った工区を検査対象にすると考えてよいでしょうか。	A 各検査用途が工区で分かれる場合には、初めて特定工程に係る工事を行った用途の工区を検査対象とします。 なお、工事施工上等の明確な理由のない任意の工区分けは、中間検査対象の判断を行う上では認められません。
8-2	Q 法第7条の3第1項第二号による特定工程について、2以上の用途（中間検査対象となる用途・規模を満たすものと満たさないものが混在）を併設している場合で、任意に工区分けを行った場合、初めて特定工程に係る工事を行った工区を検査対象にすると考えてよいでしょうか。	A 初めて特定工程に係る工事を行った工区を検査対象とします。ただし、検査用途【Q&A10-1】と検査対象外用途が構造上一体となっていることが前提です。 EXP. J等により構造上分離となる場合には、検査用途の工区を検査対象とします。 <u>※この取り扱いは、検査用途と検査対象外用途が工区や構造上、きれいに分けられる場合を想定しています。なお、工事施工上等の明確な理由のない任意の工区分けは、中間検査対象の判断上では認められません。</u>
9	Q ツーバイフォーの中間検査工程は屋根及び耐力壁とありますが、室内のプラスターボードを耐力壁に入れている場合はその部分も完了した状態での検査になるのですか。 その工程が完了した状態だと木工事がほとんど終了した状態でそこまで外壁工事が入れないと雨対策など不具合が起こってしまいます。	A 耐力壁は特定工程に該当しますので、その完成後に中間検査を実施します。 中間検査時点での外装材の施工は原則、認められませんが、雨対策等の理由でやむを得ないと判断される場合には、隠蔽され

	他県では外壁面材と屋根工事終了後に検査を受けていますがその対応でよろしいですか。	る部分においては、工事写真による検査に代えます。なお、屋根工事については特定工程となっていますので、屋根工事終了後の検査で問題ありません。
10	Q 1. 上棟日に、軸組に加えて野地板とアスファルト防水まで完了させる際、2階の梁部分に断熱材パネルを敷きこみ、上棟日一日で小屋組みが隠蔽されてしまう場合があります。この場合は写真撮影を行っておけばよろしいか。 2. 外壁に面した軸組に構造用合板で耐力壁を作る際、(天気にもよりますが)雨仕舞の関係で施工後なるべく早く透湿防水シートを施工したいのですが、このシートの施工は後続工程とみなされますか。	A 1. 施工上やむを得ない場合は、隠蔽箇所の施工状況の記録を写真等で残し、中間検査時に確認できるようご対応をお願いします。 2. 透湿防水シートの施工は後続工程とみなしますが、施工上やむを得ない場合は、隠蔽箇所の施工状況の記録を写真等で残し、中間検査時に確認できるようご対応をお願いします。
○適用除外について		
11	Q 中間検査の適用除外に建設住宅性能評価書の交付とありますが、住宅性能証明書の耐震性(耐震等級2以上または免震建築物)を取得した建築物は適用除外にならないのですか。現場検査は3回しています。	A 「建設住宅性能評価書」の交付を受ける場合、桑名市が指定する中間検査の工程に相当する箇所について、登録住宅性能評価機関により検査が行われ、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する評価方法基準に適合することが【検査報告書】という形で建築主に示されることが同法の施行規則の中に規定されています。 一方、「住宅性能証明書」の交付を受ける場合は、その定めがある関係法令等の中に【「建設住宅性能評価書」に対する「検査報告書」】に代わる書類の位置付けが無く、建築基準法の完了検査終了後の期間に「住宅性能証明書」が発行されるのみであり、『上記下線部』の内容を建築基準法の手続きの中で確認できないことから、適用除外の

		対象とは扱いません。
12	Q 建設住宅性能評価書を取得する予定で、確認申請書第三面、建築計画概要書第二面に中間検査対象外であることを明記した場合、何回目の検査報告書の写しを提出するのですか。 また、建設住宅性能評価書の第二回の検査（躯体工事の完了）報告書の写しを提出すれば、建設住宅性能評価書の取得を途中で取り止めてもよろしいか。	A 桑名市が指定する中間検査の工程を含む工程についての検査報告書の写しをご提出いただくことになります。また、当該検査報告があれば、建設住宅性能評価書の取得を途中で取り止めても、中間検査の対象外であることに影響はありません。
○中間検査時に添付が必要な書類について		
13	Q 「壁量計算書及びバランス計算書の添付が無い理由の記載」とは、具体的にどのような場合に、どの様に記載すればよろしいか	A 令第46条第2項の規定に適合することにより、令第46条第4項に規定される壁量計算及びバランス計算が不要となる建築物については、確認申請書（第三面）の「19. その他必要な事項」欄及び建築計画概要書（第二面）の「21. その他必要な事項」欄にその旨を記載し、「壁量計算書及びバランス計算書の添付が不要」であることを明記して下さい。
14	Q 法第6条の4第1項第3号を除く特例が適用される建築物について確認申請時に添付が省略されている図書は中間検査申請時に添付が必要ですか。	A 不要です。添付を省略する場合、中間検査申請書の第三面の【12. 備考欄】に該当する規定により、図書の添付を省略する旨、認定の番号及び日付を記入してください。
15	Q 中間検査申請書提出書類の7 各種設計図書「共通」仕様書の中に構造詳細図とあります。この構造詳細図を具体的に言えば、例えば木造であれば「木造」の使用構造材料一覧表等のことですか。どの部位の構造詳細図が具体的に教えてください。	A 「共通」は各種構造で共通の項目になります。ここでの構造詳細図は、建築基準法施行規則第1条の3の表1（は）に規定される構造詳細図と同等です。縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法といった基本情報を記載した図書です。 使用構造材料一覧表は「木造」に限らず、各種構造毎に定められており、「共通」の構造詳細図とは異なるものです。

		なお、「共通」と「各種構造」それぞれに係る図書（構造詳細図等）をまとめて作成していただいて結構です。
16	Q 中間検査時提出資料一覧で、確認の特例をうけたもので、検査の特例の適用があるものの場合、今回改正された桑名市建築基準法施行細則第7条の3各号に示されている「適合することの確認に必要な図書」は確認審査と同時に事前提出を推奨されると記載されています。建築計画が適法であることを事前に確認するという確認行為の趣旨からすれば、確認審査時点で記載内容の確認についても推奨されるという事ですか。	A 審査の特例で図書が省略されている場合、検査の特例を受ける要件（建築士である工事監理者により適正な工事監理が実施されること）を確認するための図書等が必要となることから、この度の改正にて「適合することの確認に必要な図書」の添付を定めております。審査の特例があるため、あくまでも中間検査申請書に添付する図書等という位置づけですが、中間検査直前に重大な不備が判明すると、工事の円滑な進捗に大きな影響が予想されることから、極力、早い段階で不備を指摘できることが望ましいと考えております。 なお、確認申請と同時に「適合することの確認に必要な図書」を提出いただいた場合、「適合することの確認に必要な図書」のみに不備があったとしても確認済証は交付されます。
17	Q 工事監理報告シートは必ず添付が必要ですか。	A 工事監理報告シートをご提出いただいた場合、中間検査申請書第四面への記載を省略することが可能になります。従いまして、中間検査申請書第四面へ記載いただいた場合には、工事監理報告シートの提出は不要です。 なお、工事監理報告書の提出は必須になります。
18	Q 中間検査時に必要な書類について 設計図書は確認申請時に提出を推奨とありますが中間検査時に提出でも問題ないですか。壁量計算書のみ確認申	A 桑名市では、中間検査の手続きをできる限り円滑に進めるため、比較的審査に時間がかかる

	請時に提出、その他基礎伏図等の構造図は中間検査時でも問題ないですか。	壁量計算及びバランス計算の事前提出を推奨しています。 従いまして、壁量計算及びバランス計算とその結果を反映した構造図を先行して提出し、残りの図面を中間検査申請時にご提出いただくようお願いします。
○現場検査の項目について		
19	Q 確認の特例をうけたもので、検査の特例の適用がある建築物の中間検査について、地盤改良結果やJIS等の規格、木造建築物の伝統的工法による継手等も検査の対象となるのですか。	A この度の改正にて、確認の特例をうけたもので、検査の特例の適用がある建築物について、新たに中間検査申請書に添付する書類を定めております。その目的は、検査の特例を受ける要件である【建築士による適切な工事監理】を確認することです。具体的に確認する内容としては「基礎配筋並びに軸組、小屋組の構造耐力上主要な部材の配置・寸法及びそれらの接合金物の配置・仕様」であり、お示しいただいた地盤改良結果等については、原則、確認の対象外としています。が、工事監理等に疑義がある場合は確認することになります。
○工事監理者の現場検査への立ち合いについて		
20	Q 中間検査時に工事監理者の立会いは必須ですか。	A 工事監理者に工事監理の状況について、直接ヒアリングを実施するため、原則立会いは必須になります。
21	Q P.16 7行目 「検査時には工事監理の状況把握のため、原則工事監理者の立会が必須になります。」 とありますが、あくまで「原則」と解してよろしいか。	A 検査の目的である工事監理状況の確認を円滑に行うために、現場検査への工事監理者の立ち合いを求めています。従って、工事監理者へのヒアリングなしに工事監理状況が確認できる十分な資料を準備する等、工事監理者が立ち会う場合と同等以上の検査受け入れ態勢が整っていれば、工事監理者の立ち合

		いを求めないこともあります。
○その他		
22	Q 適正な工事監理が実施されていないと判断されるのはどのような場合ですか。	A 工事監理者が現場確認や写真確認を行わずに施工が進められている場合になります。 ヒアリングの結果、適正な工事監理が実施されていないと判断できる場合は、検査の特例の適用はできず、現場での確認事項が多くなるほか、追加書類等の提出を求める場合もあります。
23	Q 誤って中間検査を受けずに特定工程後の工程を行った場合はどうすればいいですか。	A 建築基準法第7条の3第7項より中間検査合格証が交付されなければ特定工程後の工程の施工はできません。ただちに工事を停止するとともに、確認申請提出先の指定確認検査機関もしくは建築主事へ検査を求めてください。 また、壁の取り外し等の破壊検査を求める場合があります。
24	Q 住宅系建築物について、中間検査の対象となる規模が木造2階建て以上または50㎡以上と規定されていますが、2階建て以下かつ100㎡以下の木造は監理者が必要ないと認識しています。その場合は、中間検査用図書や申請は、誰の責に於いて提出するのですか。 基本中間及び完了検査は、監理者の責に於いて確認と考えています。	A ご質問の規模の工事監理は、法的には資格の有無を問われなため、契約上第三者が工事監理を行わない場合には、申請等に係る責は建築主が負うことになります。（設計が適法なものである前提です。）しかし、工事監理には適法性の確認等、専門の知識が要求されることになりますので、有資格者に依ることが望ましいです。

5. 様 式

- ・ 工事写真提出参考様式
- ・ 中間検査の申請に関する工事監理報告書
- ・ 工事監理報告シート（共通事項）
- ・ 工事監理報告シート（鉄筋コンクリート造）
- ・ 工事監理報告シート（鉄骨造）
- ・ 工事監理報告シート（木造）

工事写真提出参考様式

建築基準法第7条の5により当該工事を設計図書のとおり実施したことを確認しましたので、建築基準法施行規則第4条第1項第二号又は第4条の8第1項第二号（第4条の4の2又は第4条の11の2において準用する場合を含む。）に基づき工事写真を次のとおり提出いたします。

この工事写真は、当該工事にかかるもので事実と相違ありません。

- ☐ 工事監理者自ら写真撮影を行った。
- ☐ 写真又は報告書などにより確認を行った。

工事監理者氏名

（工事監理者が写真に写っている場合は、記名は必要ありません。）

（工事監理者）

【資格】（ ）建築士（ ）登録第 号
【建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号

①基礎の配筋の工事終了時【共通】

（ 撮影 年 月 日 ）

配筋写真1

【基礎配筋後の全景】

（ 撮影 年 月 日 ）

配筋写真2

【部分詳細：底盤（形状寸法・鉄筋径・本数・ヒッチ等）】

（ 撮影 年 月 日 ）

配筋写真3

【部分詳細：一般箇所（形状寸法・鉄筋径・本数・ヒッチ等）】

②構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時【木造】

(撮影 年 月 日)

軸組等写真1

【柱、筋かい、耐力壁の全景】

(撮影 年 月 日)

軸組等写真2

【部分詳細：柱、梁及び桁の部材寸法、位置、仕口・継手の状況】

(撮影 年 月 日)

軸組等写真3

【部分詳細：土台、床組、火打材、アンカーボルト、金物等の部材寸法、取付状況】

(撮影 年 月 日)

軸組等写真4

【部分詳細：筋かい・耐力壁の部材寸法、位置、仕口の状況】

③屋根の小屋組の工事終了時【木造】

(撮影 年 月 日)

小屋組写真1

【小屋組の全景】

(撮影 年 月 日)

小屋組写真2

【部分詳細：小屋組、振れ止め等の部材寸法、接合金物の取付状況】

※工事名、撮影年月日、工程名及び撮影部位を表示

※写真のサイズは任意ですが、確認した部位が分かるように撮影してください。下部に小黑板等を入れて撮影してください。

②構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時【鉄骨造】

(撮影 年 月 日)

(撮影 年 月 日)

軸組等写真1

【柱、梁、ブレースの全景】

軸組等写真2

【部分詳細：柱、梁及びブレースの部材寸法、位置、仕口・継手の状況】

③平屋の建て方の工事終了時【鉄骨造】

(撮影 年 月 日)

建て方写真1

【平屋の建て方の全景】

※工事名、撮影年月日、工程名及び撮影部位を表示

※写真のサイズは任意ですが、確認した部位が分かるように撮影してください。下部に小黑板等を入れて撮影してください。

②構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時【鉄筋コンクリート造】

(撮影 年 月 日)

軸組等写真1

【柱、壁、梁の全景】

(撮影 年 月 日)

軸組等写真2

【部分詳細：柱、壁の部材寸法、位置、仕口・継手の状況】

(撮影 年 月 日)

軸組等写真3

【柱、壁の鉄筋径・本数・ピッチ、かぶり厚等】

③平屋の屋根版の工事終了時【鉄筋コンクリート造】

(撮影 年 月 日)

平屋の屋根版写真1

【平屋の屋根版の全景】

(撮影 年 月 日)

平屋の屋根版写真2

【部分詳細：屋根版柱梁の仕口・継手の状況】

平屋の屋根版写真3

【屋根版、柱、梁の鉄筋径・本数・ピッチ、かぶり厚等】

※工事名、撮影年月日、工程名及び撮影部位を表示

※写真のサイズは任意ですが、確認した部位が分かるように撮影してください。下部に小黑板等を入れて撮影してください。

様式第9号の2(第7条の3関係)

中間検査の申請に関する工事監理報告書

(構造 _____ 造)

年 月 日

(宛先)建築主事等

工事監理者 () 建築士 () 登録 第 号

() 建築士事務所 () 登録 第 号

建築士事務所名

住 所

氏 名

連絡先 電話 () -

下記建築物の特定工程までの工程については、適切に工事監理を行い、建築基準関係規定に適合することを確認していますので、報告します。

建 築 確 認 番 号	第 号
年 月 日	年 月 日
建 築 主 氏 名	
建 築 場 所	
建 築 物 の 用 途	

工事監理報告シート【共通事項】

確認項目		内 容	検査日付	監理者による自主チェック欄		
				検査方法	結 果	確 手 直 認 し
				A：目視検査		
				B：計測検査	良・否	良・否
				C：書類検査		
全 体	確認の表示	表示板の設置状況	年 月 日	A	良・否	良・否
	危険の防止	危険防止の措置状況	年 月 日	A	良・否	良・否
集 団	敷地・配置	敷地の形状・寸法・高低差、がけ等（擁壁含む）の状況	年 月 日	A ・ B	良・否	良・否
		道路との接続の状況	年 月 日	A ・ B	良・否	良・否
		道路の幅員	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		敷地内通路	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		建物の位置・寸法	年 月 日	A ・ B	良・否	良・否
	道路斜線等	緩和規定の適用状況	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		各部分の高さ	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	全般	敷地の形状	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		建ぺい率、容積率	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
基 礎 工 事 (C)	共通	かぶり厚さの確保	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	使用建築材料の品質	鉄筋の材質（共通）の確認	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		コンクリートの品質（JIS 規格適合、プレキャストコンクリートを除く）の確認	年 月 日	C	良・否	良・否
		コンクリートの圧縮強度試験結果が設計基準強度以上であること	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	支持地盤	支持地盤の位置、種類、地耐力等の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	基礎形状	基礎の種類、くいの工法、長さ、径、位置、偏心等の確認	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	種類・ベース	ベース寸法、主筋の径、本数、位置、偏心による補強等の確認	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	地中ばり	地中ばりの断面寸法、主筋径、本数、位置、定着方法、継手（位置、長さ）、あばら筋の位置、径、間隔、形状、偏心による補強等の確認（参考：配筋指針「基礎」等）	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
そ の 他	木造の屋外階段	材料の種類、構造及び防腐措置の確認	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否

※1 検査の方法（A：工事現場で目視により検査する B：工事現場で検査機器等を用いて計測検査する C：工事記録等の書類を検査する）

※2 下線の内容は 特例の適用外の項目です。

工事監理報告シート【鉄筋コンクリート造】

確認項目		内 容	検査日付	監理者による自主チェック欄		
				検査方法	結 果	確 認 手直し
				A：目視検査	良・否	良・否
				B：計測検査 C：書類検査		
① 全 体	共通	a) 柱、はり、壁、スラブの位置の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		b) かぶり厚さの確保	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	使用建築材料の 品質	c) 鉄筋の材質（共通）の確認	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		d) コンクリートの品質（JIS 規格適合、プレキャストコンクリートを除く）の確認	年 月 日	C	良・否	良・否
		e) コンクリートの圧縮強度試験結果が設計基準強度以上であること	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
② 地 盤 ・ 基 礎	支持地盤	a) 支持地盤の位置、種類、地耐力等の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	基礎形状	b) 基礎の種類、くいの工法、長さ、径、位置、偏心等の確認	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	種類・ベース	c) ベース寸法、主筋の径、本数、位置、偏心による補強等の確認	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	地中ばり	d) 地中ばりの断面寸法、主筋径、本数、位置、定着方法、継手（位置、長さ）、あばら筋の位置、径、間隔、形状、偏心による補強等の確認（参考：配筋指針「基礎」等）	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
③ 柱	一般階主筋	a) 柱径寸法、主筋の径、本数、配置（方向）、偏心による補強等の確認（参考：配筋指針「基礎ばり」等）	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		b) 2段筋の位置（間隔）の確認（参考 JASS 5「鉄筋間隔・あきの最小寸法」等）	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	最上階主筋	c) ・柱頭鉄筋の止まり高さ、主筋の出隅のフックの確認 ・最上階の主筋のはりに対する定着確認（参考：配筋指針「柱頭（最上階）の配筋」等）	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	最下階主筋	d) 最下階の主筋の基礎に対する定着確認（参考：配筋指針「柱脚（最下階）の配筋」等）	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	定着・継手	e) 主筋の継手位置の確認（参考：JASS 5「鉄筋間隔・あきの最小寸法」等）	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否

④ はり		f) ふかしの大きさによる配筋補強確認 (参考: 配筋指針「柱・梁の増打ちコンクリート補強筋」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	帯筋	g) 鉄筋径、間隔、本数(副帯筋共)及び形状の確認(参考: 配筋指針「帯筋、副帯筋の一般形状」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		h) 主筋絞り部、折曲げ部の帯筋補強の確認(参考: 配筋指針「柱筋の絞り位置と絞り方」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		i) 仕口部分の帯筋の配置確認(参考: 配筋指針「帯筋の配筋間隔について」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		j) 第一帯筋と柱頭拘束帯筋の位置確認(参考: 配筋指針「帯筋の配筋間隔について」等)	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		k) 帯筋のフック形状、あそび及び結束の確認(参考: 配筋指針「帯筋の一般形状」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	はり主筋	a) はり断面寸法、はり主筋の径、本数及び位置の確認	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		b) 中吊り筋の間隔の確保、長さ確認(参考: JASS 5「鉄筋間隔・あきの最小寸法」及び配筋指針「はり端部・中央部の配筋」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	定着・継手	c) はり筋の定着長さ、位置確認 (参考: JASS 5「梁筋の定着」、RC 規準「仕口への定着」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		d) 重ね継手の位置と長さ確認(参考: JASS 5「梁筋の継手の位置」「鉄筋の重ね継手の長さ」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		e) はり筋出隅部の末端フック確認	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	ふかし 貫通孔補強	f) ふかしの補強方法が適切か、貫通孔補強筋の確認(評定品の仕様確認)(参考: 配筋指針「柱・梁打増しコンクリート補強筋」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	あばら筋	g) あばら筋の径、本数(副あばら筋共)とピッチの確認	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		h) あばら筋のフック形状、あそび及び結束の確認(参考: 配筋指針「あばら筋の形状」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	片持ばり 小ばり	i) 片持ばり主筋の定着、あばら筋位置確認(参考: 配筋指針「片持ちばりの配筋」)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否

		等)				
		j) 小ぶり配筋の位置と定着確認(参考: 配筋指針「小ぶりの端部・中央部の配筋」 「定着」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
⑤ ス ラ ブ	スラブ筋	a) スラブ厚寸法、鉄筋のピッチと径の確 認	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		b) 主筋配置(短辺・長辺とベンド配筋) と支持条件の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	定着・重ね継手	c) 定着の長さ与方法(はり定着、隣接ス ラブ定着、段差スラブ定着)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		d) 片持スラブの定着と上端筋位置確保 (先端壁有無)(参考: 配筋指針「帯筋の 配筋間隔について」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		e) 継手の位置と長さ(参考: 配筋指針「床 スラブ継手位置等」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	補強筋等	f) 床スラブの出入隅部の補強(参考: 配 筋指針「床スラブに関するその他の事項」 等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		g) 開口部補強配筋確認(参考: RC 規準 等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		h) 階段部配筋と補強筋確認(参考: 配筋 指針「階段」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		i) 設備配管による補強は考慮されている か	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
⑥ 壁	壁筋	a) 壁厚寸法、鉄筋のピッチと径の位置(土 圧壁主筋・階段受け筋)の確認	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	定着・重ね継手	b) 定着確認(はり、柱、スラブ、壁定着) (参考: JASS 5 及び配筋指針「壁筋の定着」 等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		c) 重ね継手の位置と長さの確認(参考: JASS 5 及び配筋指針「壁筋の継手の位置」 等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	補強筋等	d) 開口補強配筋確認 (参考: 配筋指針「壁開口補強」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		e) スリット(完全・部分)の位置、形状 及び配筋確認(参考: 構造規定「スリット の配置及び詳細」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
⑦ そ の 他	設備配管等	a) 設備配線管(CD管等)の配置確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	ガス圧接継手	b) 形状(参考: JASS 5 「ガス圧接継手」 等)	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否

		c) 強度確認 (参考: JASS 5 「ガス圧接継手」等)	年 月 日	C	良・否	良・否
	特殊鉄筋継手	d) 認定、評定工法の確認	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	型枠並びに既存打設部分状況確認	e) 型枠及び支柱の締付け、清掃状況確認 (参考: JASS 5 「型枠の検査」等)	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		f) ジャンカ処理、型枠材等木片撤去補修確認 (参考: JASS 5 「不具合とその修理方法の例」等)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		g) 基礎、柱、はり、床版、壁体寸法の確認	年 月 日	B ・ C	良・否	良・否
		h) 型枠支柱存置期間の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		i) コンクリート打設後の養生 (参考: JASS 5 「養生」等)	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		d) コンクリートの調合及び圧縮強度の確認 (参考: JASS 5 「調合」等)	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
⑧	不具合の処置及び検査結果の考察 (※2)	(四週圧縮強度) (塩化物量) (アルカリ骨材反応) (溶接・圧接)				

※1 検査の方法 (A: 工事現場で目視により検査する B: 工事現場で検査機器等を用いて計測検査する C: 工事記録等の書類を検査する)

※2 コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。なお、記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この限りではありません。

工事監理報告シート【鉄骨造】

確認項目		内 容	検査日付	監理者による自主チェック欄			
				検査方法	結 果	手直し 確 認	
Ⅰ 鉄骨製作等に 係る確認事項	1. 加工工場の選定	建築物の規模等の条件に見合った類別であること	年 月 日	C	良・否	良・否	
	2. 材料の品質確認	鋼材、高力ボルトセット、溶接材料の規格・品質等の確認	年 月 日	C	良・否	良・否	
	3. 組立精度の確認	開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度	年 月 日	C	良・否	良・否	
	4. 製品検査1（部材の寸法精度測定）	部材の寸法精度 （参考：JASS 6、鉄骨精度測定指針）	年 月 日	C	良・否	良・否	
	5. 高力ボルト接合部の処理	高力ボルト接合部の摩擦接合部面の処理、ボルト孔の径・ピッチ等	年 月 日	C	良・否	良・否	
	6. 製品検査2（溶接接合部の品質（※2））	外観検査及び超音波探傷検査結果（参考：JASS 6、鉄骨精度測定指針、UT規準（※5））	年 月 日	C	良・否	良・否	
Ⅱ 現場検査事項	①全体	1. 加工工場の種別	表示板による加工工場のグレード確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		2. 材料の品質規格確認	a) 鋼材等の品質規格証明書と現物との照合	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
			b) 溶接材料の規格と鋼材の組み合わせ適否	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		3. 部材の配置	柱、はり、ブレース、床版等の配置（確認添付図書との照合）	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		4. 部材の寸法・形状	柱、はり、ブレース、床版等の寸法・形状（確認添付図書との照合）	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		5. 建方精度	架構の建方精度 （参考：JASS 6、鉄骨精度測定指針）	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否

	②溶接接合部	1. 工場溶接部分の外観・形状	a) 溶接継目の種類 (突合せ溶接・隅肉溶接)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
			b) 溶接継目のくい違い	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
			c) アンダーカット、へこみ等の断面欠損	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
			d) 割れ	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
			e) その他の溶接部の外観・形状 (参考：JASS 6、鉄骨精度測定指針)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		2. 現場溶接部分の組立精度の確認 (※4)	開先角度、ルート面、ルートギャップ、くい違い等の精度	年 月 日	C	良・否	良・否
		3. 現場溶接部分の製品検査 (※4)	外観検査及び超音波探傷検査結果 (参考：JASS 6、鉄骨精度測定指針、UT 規準 (※5))	年 月 日	C	良・否	良・否
		4. 現場溶接部分の外観・形状 (※4)	a) 現場溶接部の部位	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
			b) 溶接継目の種類 (突合せ溶接・隅肉溶接)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
			c) 溶接継目のくい違い	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
			d) アンダーカット等の断面欠損	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
			e) 割れ	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
			f) その他の溶接部の外観・形状 (参考：JASS 6、鉄骨精度測定指針)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
Ⅱ 現場検査事項	③ボルト接合部 (※3)	1. トルシア形ボルト	a) 現場受入検査 (トルク係数値確認・導入)	年 月 日	C	良・否	良・否
			b) ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ、縁あき	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
			c) 締付状態の確認 (肌すき・ピンテール破断・マーキングの状態)	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		2. JIS 形六角ボルト	a) 締付機器の調整、現場受入検査 (導入張力確認試験)	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否

		b) ボルトの径、本数、スプライス数、ピッチ、縁あき	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		c) 締付状態の確認（肌すき・・・マーキングの状態）	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	④ブレース接合部	ブレース接合部の形状・板厚・材質・補剛材等	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	⑤柱脚接合部	a) 柱脚接合工法の確認（認定工→ ）	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		b) アンカーボルトの保持・埋込方法、ベースプレートの材質・形状・板厚	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		c) アンカーボルトの材質・径・本数及び配置とナットの高さ	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		d) アンカーボルトの締付状態	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		e) スタッドボルトの径・本数・配置	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	⑥床スラブ接合部	a) 床構造の形式（合成スラブ等 ）	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		b) シヤーコネクタ（頭付きスタッド）の施工状況・検査結果	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	⑦帳壁等の接合部	緊結金物の取付状況	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
Ⅲ 不具合の処理、検査結果及び工事全般の考察（※6）		(溶接・圧接)				

※1 検査の方法（A：工事現場で目視により検査する B：工事現場で検査機器等を用いて計測検査する C：工事記録等の書類を検査する）

※2 工場で溶接された部分

※3 当該工事で構造耐力上主要な部分の接合に用いる高力ボルト等を選択して記入する

※4 現場溶接がある場合のみ記入

※5 UT 規準：日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査規準」

※6 鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。

なお、記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この限りではありません。

工事監理報告シート【木造】

確認項目		内 容	検査日付	監理者による自主チェック欄		
				検査方法	結 果	手直し 確 認
				A：目視検査		
				B：計測検査	良・否	良・否
				C：書類検査		
① 全体	材料の品質確認	・木材及び木材以外の規格品質	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		・節、腐れ等の有無	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・部材の配置、寸法	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
② 軸組工法	接合部	・筋かいの端部における仕口 (筋かいプレートによる接合状況)	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・軸組の柱脚及び柱頭の仕口 (ホルダウ金物等による緊結状況)	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	土台	・基礎との緊結状況の確認 (アンカボルトの材質、形状、寸法及び配置)	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		・継手又は仕口の接合方法	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	柱	・柱、通し柱の接合状況の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・切り欠きの補強状況の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	はり	・横架材の中央部下側の欠け込みの有無	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	床組	・火打ち材の設置状況の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・床高さの確認	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		・床下換気孔もしくはねこ土台の設置状況の確認	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	筋かい、耐力壁	・欠込み部の補強の状況	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・耐力壁の配置及び種類の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	小屋組	・火打ち材及び振止めの配置	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否

	8. 防蟻措置等	・地面から1 m以内の防蟻防蟻措置状況の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
③ 枠組み壁工法	土台及び基礎	・土台の設置位置の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・基礎との緊結状況の確認（ア ンカーボルトの材質、形状、寸法 及び配置）	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
	床版	・床根太間隔	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・床版に設ける開口部の補強	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・耐力壁直下の床根太の補強	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・床材の厚さ	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		・床版の各部材相互及び床版 の枠組材と土台または頭つ なぎとの緊結	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・転び止めの設置状況	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	耐力壁	・耐力壁の配置（壁量計算書 の提出）	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・相互の距離、耐力壁線によ り囲まれた部分の水平投影 面積	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		・たて枠相互の間隔	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		・耐力壁の隅角部及び交差部	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・耐力壁のたて枠と直下の枠 組みとの緊結部	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・頭つなぎの設置状況の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・耐力壁線に設ける開口部 の幅	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		・各部分の緊結	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	横架材	・床根太、天井根太の中央部 下側の欠け込みの有無	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	小屋組	・たるき相互の間隔	年 月 日	A ・ B ・ C	良・否	良・否
		・たるきまたはトラスと頭つ なぎ及び上枠との緊結	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
		・振れ止め	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否

防腐措置等	・各部分の緊結	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	・土台と基礎の接する部分の下地の防水紙（もしくはねこ土台）	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	・土台の防腐処理	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	・地面から 1 m 以内の防腐防蟻措置状況の確認	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	・外周部の腐朽及びしろあり防止措置	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
	・腐食、常時湿潤状態となる部分のさび止め塗装	年 月 日	A ・ C	良・否	良・否
不具合の処理、検査結果及び工事全般の考察					

※ 1 検査の方法（A：工事現場で目視により検査する B：工事現場で検査機器等を用いて計測検査する C：工事記録等の書類を検査する）

6. 関連告示、事務連絡等

各都道府県建築行政主務部長殿

国土交通省住宅局建築指導課長

プレキャストコンクリート製品を使用する工事の工程に係る中間検査について（技術的助言）

一定の共同住宅に対する中間検査の義務付けについては、「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成 19 年 6 月 20 日付け国住指第 1331 号、国住街第 55 号）により、国土交通省住宅局長から都道府県知事あて通知したところであるが、階数が 3 以上である共同住宅の 2 階の床及びこれを支持するはりにプレキャストコンクリート製品が使用される場合は、下記の点に留意されたい。

なお、階数が 3 以上である共同住宅以外の建築物において、床及びこれを支持するはりにプレキャストコンクリート製品が使用される場合について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条の 3 第 1 項第二号に規定する特定工程に指定することが望ましい。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

- (1) 2 階の床及びこれを支持するはりとしてプレキャストコンクリート製品を配置し、それらを接合する工事の場合、建築基準法第 68 条の 20 第 2 項に規定する中間検査の特例を除き、工事を終えたときに中間検査を申請しなければならない工程は、プレキャストコンクリート製品の配置後、当該製品を接合するための鉄筋を配置する工事の工程となること。ただし、プレキャストコンクリート製品の配置後、当該製品を接合するための鉄筋を配置する工事の工程がない場合は、当該製品を配置する工事の工程となること。
- (2) 2 階の床及びこれを支持するはりとなるプレキャストコンクリート製品について、当該製品の製造に係る品質管理に関する各種の記録と、確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）第 4 第 3 項第二号に定める確認に要した図書との整合性を把握するため、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 4 条の 8 第 1 項第五号に定める書類又は施行規則第 4 条の 11 の 2 において準用する施行規則第 4 条の 8 第 1 項第五号に定める書類として、必要な書類を中間検査申請書の第四面に添付させ、中間検査時に当該内容を確認すること。この場合の必要な書類としては、ミルシートその他材料の品質を証する書類、工場における配筋の寸法・精度検査、コンクリートの製造、運搬、打設、養生等の試験・検査に関する書類、工場におけるコンクリート打設前の配筋の状況がわかる写真、プレキャストコンクリート製品の受入検査の書類等が想定されること

平成 19 年 4 月 23 日事務連絡

改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係について

平成 19 年 4 月 23 日

事務連絡

各都道府県建築行政主務部長殿

国土交通省住宅局建築指導課

改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係について

建築行政の推進については、日頃よりご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。さて、ご承知のとおり、平成 19 年 6 月 20 日から「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 92 号)が施行されることとなっております。

今回の改正においては、構造計算適合性判定制度の導入や階数が 3 以上の共同住宅に対する中間検査の義務付けなど大幅な改正事項が措置されているところですが、施行期日や経過措置など改正法令の適用関係について多くの照会を受けていることを踏まえ、別紙のとおり、改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係を整理したので、参考にして下さい。

また、貴管下の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知して下さい。

なお、国土交通省においては、平成 19 年度におきましても建築基準法第 77 条の 31 第 1 項に基づく検査を抜き打ち形式で行う予定であり、改正法施行前後における確認検査業務が適正に行われているかどうかについては、特に重点的に検査する予定であることを申し添えます。

別紙

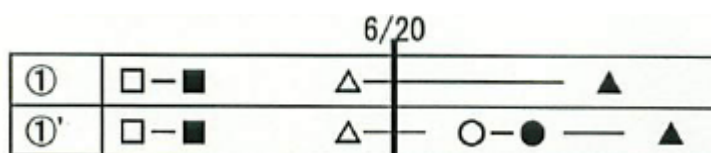
改正法施行の前後における建築確認と工事着工に係る規定の適用関係

○ 改正法の規定の適用関係(法 3 条 2 項、法 6 条 5 項、法附則 3 条 1 項)をもとに整理すると、以下のとおりとなる。

□確認申請 ○計画変更の確認申請 △着工

■確認済証 ●計画変更の確認済証 ▲竣工

(1) 着工が法施行前



新構造基準適合	適合性判定	中間検査
不要	不要	不要
	不要	必要

① : 法施行前の工事着工のため、新構造基準(改正後の法第 20 条)適合は、不要
法施行前の確認申請のため、適合性判定、中間検査ともに不要

①' : 法施行前の工事着工のため、新構造基準(改正後の法第 20 条)適合は、不要
法施行前の確認申請であるが、法施行後の計画変更のため、改正後の手続規定が適用(適合性判定、中間検査)される。(新たな指針に基づく確認が必要(図書も改正後の施行規則による))

ただし、適合性判定については、改正法第 6 条第 5 項において、「(改正後の)法第 20 条(新構造基準)に適合するかどうかを審査するとき」に、建築主事が知事に求めるとされており、当該ケースでは、改正後の法第 20 条の適用がなく、結果として、適合性判定の手続きは必要ない。

(2) 着工が法施行後

6/20

②	□—■	△——▲
②'	□—■	○—● △——▲
②''		□—■ △——▲
③	□—■	△——▲

新構造基準適合	適合性判定	中間検査
必要	不要	不要
	必要	必要
	必要	必要
	不要	不要

② : 法施行後の工事着工のため、新構造基準(改正後の法第 20 条)適合は、必要
法施行前の確認申請のため、適合性判定、中間検査ともに不要

(ただし、新構造基準適合に適合しないまま着工すると、違反建築物となるため、計画変更の確認申請手続きが必要 → ②' になる可能性大)

②' : 法施行後の工事着工のため、新構造基準(改正後の法第 20 条)適合は、必要
法施行後の計画変更のため、改正後の手続規定が適用(適合性判定、中間検査)

②'' : 法施行後の確認申請、工事着工のため、適合性判定、中間検査、新構造基準
(改正後の法第 20 条)適合は、すべて必要

③ : 法施行後の工事着工のため、新構造基準(改正後の法第 20 条)適合は、必要
法施行前の確認申請のため、適合性判定、中間検査ともに不要
(新構造基準適合を前提に審査が行われるが、適合性判定、中間検査は不要)

別紙

参考: 適用される規定

① 改正法の規定は、平成 19 年 6 月 20 日から施行される。

法附則第 1 条(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

② 改正法の規定の施行の際現に工事中の建築物については、法令改正等によって不適合となった場合、その適合していない規定について適用が除外される。

法第 3 条第 2 項(適用の除外)

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

③改正法附則において、経過措置がおかれており、構造計算適合性判定及び中間検査については、法施行後に確認申請がなされる建築物に適用し、法施行前の確認申請がなされる建築物については、なお従前の例による、とされている。

法附則第3条(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

新基準法第6条第4項(新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)、第6条第5項から第12項まで若しくは同条第13項(新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)、第6条の2第3項から第8項まで若しくは同条第9項(新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)、第7条の3(第3項及び第七項を除き、新基準法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)、第7条の4(第2項、第6項及び第7項を除き、新基準法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)又は第18条第3項若しくは第12項(これらの規定を新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)、第18条第4項から第11項まで若しくは同条第17項から第21項まで(これらの規定を新基準法第87条の2又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に新基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項(これらの規定を新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は新基準法第18条第2項(新基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、この法律の施行前に第1条の規定による改正前の建築基準法(以下「旧基準法」という。)第6条第1項若しくは第6条の2第1項(これらの規定を旧基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は旧基準法第18条第2項(旧基準法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

平成 11 年 5 月 1 日

建設省住指発第 201 号

建設省住街発第 48 号

都道府県知事 殿

建設省住宅局長

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について

建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号。以下「改正法」という。）については、平成 10 年 6 月 30 日付け建設省住指発第 329 号・建設省住街発第 71 号（以下「公布通達」という。）により通達したところであるが、今般、その一部（指定確認検査機関による建築確認・検査制度の創設、中間検査制度の創設、準防火地域内における木造三階建て共同住宅に係る規制の緩和、一定の複数建築物に対する制限の特例等並びに台帳の整備及び閲覧制度の整備に関する部分）が、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 11 年政令第 5 号。以下「整備等政令」という。）、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「指定機関省令」という。）及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成 11 年建設省令第 14 号。以下「改正省令」という。）とともに、平成 11 年 5 月 1 日から施行されることとなった。

改正法のうち、今回施行される部分の細目及び運用方針は、下記のとおりであり、貴職におかれては、関係市町村に対しても速やかにこの趣旨を周知徹底されるとともに、今後の施行に遺憾のないよう措置されたい。なお、本通知のうち消防同意制度及び消防法の取扱いに係る部分については、消防庁と協議済みであることを念のため申し添える。

記

第 1 指定確認検査機関による建築確認・検査制度の創設について

- 1 指定確認検査機関について（改正後の建築基準法（以下「法」という。）第 6 条の 2、第 7 条の 2、第 7 条の 4 及び第 4 章の 2 第 2 節、改正後の建築基準法施行令（以下「令」という。）第 136 条の 2 の 7、指定機関省令第 3 章並びに改正後の建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第 3 条の 3、第 3 条の 4、第 4 条の 5 から第 4 条の 7 まで及び第 4 条の 12 から第 4 条の 15 まで関係）

改正法により建設大臣又は都道府県知事の指定を受けた者（指定確認検査機関）が、建築主事と同様に、建築確認・検査を行うことができることとしたところである。今般、整備等政令により指定確認検査機関の指定の更新期間を、指定機関省令により指定確認検査機関の指定の申請手続、指定確認検査機関が常時雇用すべき確認検査員の数、指定確認検査機関が行う確認検査の方法等を、改正省令により指定確認検査機関が交付する確認済証、検査済証及び中間検査合格証の様式、指定確認検査機関が行った確認検査の結果の報告に係る手続等を定めた。

公布通達において指定確認検査機関の指定の促進について措置を講じるよう通知しているところであるが、指定確認検査機関の指定等に当たっては、別紙 1 の「指定確認検査機関について」に沿って、適切な運用を図られたい。

- 2 建築基準適合判定資格者について（法第 5 条から第 5 条の 3 まで及び第 4 章の 3、令第 2 条の 2 から第 8 条の 3 まで及び第 136 条の 2 の 8、指定機関省令第 2 章並びに施行規則第 1 条、第 1 条の 2 及び第 10 条の 7 から第 10 条の 15 まで関係）

改正法により指定確認検査機関において建築確認・検査を実施する者についても資格検定を行うとともに、その登録制度を設けることとしたところである。今般、整備等政令により建築基準適合判定資格者検定の受検資格として認められる業務、受検手数料等を、指定機関省令により指定資格検定機関の指定の申請手続、資格検定事務規程に記載すべき事項等を、改正省令により建築基準適合判定資格者の登録等に係る所要の手続きを定めた。

建築基準適合判定資格者検定の受検の申込み及び建築基準適合判定資格者の登録等に係る手続きについては、住所地又は勤務地の都道府県知事を經由することとしているところであり、これらの經由事務の円滑な実施

をお願いする。

第2 中間検査制度の創設について（法第7条の3及び施行規則第4条の8から第4条の11まで関係）

改正法により特定行政庁が、施工中に検査することが必要な工事の工程を特定工程として指定した場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、中間検査を受けなければならない、特定行政庁が定める特定工程後の工程の工事は、中間検査合格証が交付された後でなければ、施工してはならないこととしたところである。今般、改正省令において建築主事に中間検査を申請する場合の様式及び添付書類、特定行政庁が行う特定工程の指定に関する事項等について定めた。

今回の中間検査制度の創設の趣旨は、建築物の安全性確保のために、適切な工事監理が行われていない蓋然性の高い建築物等を対象として特定工程の指定を行い、当該建築物について施工段階における現場検査の受検を義務化することとしたものである。各特定行政庁においては、中間検査の制度の創設の趣旨を踏まえ、別紙2の「中間検査実施指針」の定めるところにより、積極的に特定工程を指定されたい。

第3 準防火地域内における木造3階建て共同住宅の規制の緩和等について

1 準耐火構造に係る基準の見直しについて（令第107条の2関係）

屋根の軒裏で延焼のおそれのある部分の耐火性能は、原則として通常の火災時の加熱に45分以上耐える性能とし、建設大臣が、当該性能を有すると認められるものを準耐火構造として指定することとした。令第107条の2第1項に規定する「外壁によつて小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているもの」とは、外壁の防火被覆が野地板等まで隙間なく施工された場合等、十分な延焼防止措置が施されているものである。

このほか、令第107条の2第2項の規定に基づく準耐火構造の指定等については別途通知する。

2 木造3階建て共同住宅等について（法第27条ただし書き関係）

(1) 木造3階建て共同住宅等の技術的基準（令第115条の2の2第1項第一号関係）

木造3階建て共同住宅等については、原則として屋根の軒裏で延焼のおそれのある部分を、耐火構造又は建設大臣が通常の火災時の加熱に1時間以上耐える性能を有すると認めて指定する準耐火構造とすることとした。

これは、準耐火建築物において軒裏が延焼防止上の弱点となることから、外壁と同様に通常の火災時の加熱に1時間以上耐える性能を求めることとしたものである。

(2) 準防火地域内の木造3階建て共同住宅等に係る技術的基準（令第115条の2の2第1項第五号関係）

準防火地域内の木造3階建て共同住宅等については、防火地域及び準防火地域以外の区域内にある木造3階建て共同住宅等の技術的基準に加えて、原則として3階の下宿の宿泊室、共同住宅の各住戸又は寄宿舎の各寝室の外壁の開口部等に甲種防火戸又は乙種防火戸を設けなければならないこととした。

この技術的基準は、火災時における延焼拡大防止及び避難上の安全性の確保を目的としているものであるが、次の事項に留意の上、運用されたい。

- ① 同号に規定する「各宿泊室等の階数が2以上であるのもの」とは、3階の部分の有するメゾネット式の住戸等を想定していること。
- ② 同号に規定する「直接外気に開放された」ものの取扱いに当たっては、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（平成5年6月25日付け建設省住指発第225号・建設省住街発第94号建設省住宅局長通達）第1の4(2)②によること。

3 主要構造部を木造とすることができる大規模建築物の技術的基準（令第129条第1項第一号関係）

主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物について2(1)と同様の改正を行うこととした。

第4 接道義務の特例等の許可化について（法第43条第1項ただし書、第44条第1項第二号及び第53条第4項第三号並びに施行規則第10条の2関係）

従来、建築確認の際に建築主事により判断されていた特例・例外的扱いのうち、接道義務の特例（法第 43 条第 1 項ただし書）、道路内建築制限の特例（法第 44 条第 1 項第二号）及び建ぺい率制限の特例（法第 53 条第 4 項第三号）については、特定行政庁の許可を要するものとして再構成することとした。

今回の許可化の趣旨は、改正法により、建築確認検査事務が民間開放されたことに伴い、民間機関が実施する建築確認検査事務は技術的な基準への適合性について判断可能なものに限定し、一定の裁量を伴う審査・判断を要するものについては、その判断の公平性・客観性を担保するため、行政が一義的に判断することとしたものである。

このうち、法第 43 条第 1 項ただし書の規定による許可については、処分の判断基準の事前明示性を図るため、施行規則により基準を定めたところであるが、その運用については別紙 3 の「建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の規定による許可の運用指針」のとおり定めたので、これを踏まえ、適切な運用を図られたい。

第 5 連担建築物設計制度の創設等について（法第 86 条から第 86 条の 5 まで、令第 20 条第 1 項、第 130 条の 5、第 130 条の 5 の 5、第 130 条の 7 の 2、第 130 条の 8 及び第 138 条並びに施行規則第 10 条の 16 から第 10 条の 21 まで関係）

一団地の総合的設計制度に加え、既存建築物を前提に設計調整することにより容積率制限等を一体的に適用する連担建築物設計制度を創設し、併せて手続き規定を整備し、規制の適用の合理化を図ることとした。

今回の法改正の趣旨は、我が国の既存市街地が、建築物の更新期を迎えており、市街地の環境を確保しつつ、建築物による土地の有効利用を実現することが喫緊の課題となっていることを踏まえ、隣接する建築物の建築計画の如何にかかわらず敷地単位で適用される一般基準による規制方式に加え、具体的な建築計画について形成される建築環境の水準の観点から判断する規制方式を導入することにより、建築物相互の環境影響についてより合理的な判断を可能とするとともに、建築物の密度の配分や形態の調整を個々の敷地単位ではなくより大きな規模の土地の区域で行い、設計の自由度を向上させることが合理的であることによるものである。

こうした趣旨を踏まえ、一団地の総合的設計制度の運用について定めていた「敷地共同利用の促進のための建築基準法第 86 条第 1 項及び第 2 項の規定の運用について」（平成 5 年 9 月 8 日付け建設省住街発第 113 号住宅局長通達）及び「敷地共同利用に係る建築基準法第 86 条第 1 項の認定準則に関する技術基準について」（平成 5 年 9 月 8 日付け建設省住街発第 114 号建設省住宅局市街地建築課長通達）を廃止し、新たに、一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の運用について別紙 4 の「一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の運用指針」のとおり定めたので、これに留意し、適切な運用を図られたい。

第 6 台帳の整備及び閲覧制度の整備について（法第 12 条第 5 項及び第 93 条の 2 並びに施行規則第 6 条の 2 及び第 11 条の 7 関係）

改正法により特定行政庁は建築基準法令の規定による処分に係る建築物に関する台帳を整備するものとし、閲覧の請求があった場合には、その記載事項のうち一定のものを閲覧させなければならないこととしたところである。今般、改正省令により、

- (1) 台帳の記載事項として、施行規則で定める建築計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書に記載すべき事項等を記載すること
- (2) 閲覧書類として、従来の閲覧対象である建築計画概要書以外に、施行規則で定める建築基準法令による処分の概要書を閲覧の対象に追加すること
- (3) 台帳の保存期間及び書類の閲覧期間は、当該建築物が滅失し、又は除却されるまでとすること

とした。

改正法による台帳の整備及び閲覧制度の整備が、建築物の購入者等が建築物の工事監理や検査の履歴を把握し、的確な判断を行うことを可能とするものであり、違反建築物の防止に重要な意義を有するものであることに留意の上、適切な運用を図られたい。

第 7 違反建築物対策の推進について

改正法は、指定確認検査機関による建築確認・検査制度の創設、中間検査制度の創設、台帳の整備及び閲覧制度の整備に見られるように、違反建築物対策の推進を主要な目的の一つとしている。今般、改正省令により

工事監理の状況を完了検査申請書及び中間検査申請書に示すこととしたとともに、法第7条の5の規定による検査の特例の適用を受けようとする場合においては、施行規則第4条第1項及び第4条の8第1項の規定により工事監理の状況を示す写真の添付を義務付けた。

違反建築物対策の推進を図るため、規則の策定、関係団体への周知等につきよろしく取り計らわれたい。

また、「建築物安全安心推進計画について」(平成11年4月6日付け建設省住指発第163号建設省住宅局長通達)により通達した「建築物安全安心推進計画」に従い、違反建築物対策等の適切な執行を図るとともに、必要な建築行政の体制確保を図られたい。

第8 その他

1 建築計画の変更の確認について(法第6条第1項及び施行規則第3条の2関係)

建築確認制度が、建築工事の着手前にその計画が建築基準法令に適合することについて建築主事の確認を受けさせることにより、違反建築物の出現を未然に防止することを目的とするものであることから、改正法により、確認後の計画変更を行った場合には、原則として再度確認を受けなければならないこととする一方、建築計画の適法性に影響を及ぼさないような軽微な変更についてまで再度の確認を受けさせることは建築主に無用の負担を強いることとなるため、軽微な変更の場合には再確認が不要であることを明らかにした。

この軽微な変更については、建築基準関係規定に影響を及ぼさない変更及びより安全であることが明らかである変更を施行規則において軽微な変更として定めた。

改正法の趣旨を踏まえ、建築主に無用の負担を強いることのないよう適切な運用を図られたい。

2 建築基準関係規定について(法第6条第1項及び令第9条関係)

改正法により「建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」を「建築基準関係規定」として明確に定めることとし、整備等政令により建築基準法令の規定以外のものの具体的内容を定めた。

従来、建築確認・検査の対象となる建築確認対象法令以外の法令の審査を行っている事例が見受けられるところであるが、今般、建築確認・検査の対象となる法令を建築基準関係規定として明確に定めたことから、建築基準関係規定以外の法令の審査を行うことのないようにされたい。なお、真に審査が必要なものについては、建築基準法に基づく条例とすることにより建築基準関係規定とする等の所要の措置を講じられたい。

また、消防法第9条、第15条及び第17条の基準に関し消防長等の認定に基づく当該基準の適用除外規定が設けられているものについて消防長等が認定した場合には、その旨情報提供されることになっており、特に指定確認検査機関に対しては文書で明示することとなっている。この場合においては、当該認定に係る消防法の規定について、当該基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。

このほか、建築基準関係規定の審査方法等については別途通知するが、従前との相違等に留意の上、確認検査事務の迅速化に努められたい。

3 建築確認等手数料について(令第10条から第13条まで関係)

改正法により確認申請手数料と完了検査申請手数料とを別に納付させることとなったこと等に伴い、建築物に関する確認申請手数料の額を改定し、並びに完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料の額を設定することとした。

これらの額の改定及び設定は、各手数料の額を実情に応じた適正額とすることを目的として行われたものであり、この趣旨を踏まえ、手数料関係規則の改正、関係団体への周知等につきよろしく取り計らわれたい。

また、建築物の計画を変更した場合における確認申請手数料の算定に当たっては、床面積が増加する部分については当該床面積、床面積が増加する部分以外の部分については当該変更の影響が及ぶ範囲の床面積を算定することとし、中間検査申請手数料における床面積の算定方法については、特定工程終了時において検査の対象となる建築物の部分の面積により算定することとする。

なお、これらの床面積の算定方法の詳細については、別途通知する。

4 許可及び認定に係る申請書等について（施行規則第 10 条の 4 及び第 10 条の 5 関係）

改正法による建築確認検査事務の民間開放を受け、許可等の申請は特定行政庁へ、建築確認の申請は民間機関へ提出されることとなる場合も想定されることに鑑み、統一的な許可申請書及び許可通知書等を規定し、事務処理の統一化及び効率化並びに民間機関への建築確認申請の便宜を図ることとした。また、当該申請書に添付する図書等について特定行政庁が規則で定めるものを添付させることができることとしたので、必要に応じ、規則改正等を行い円滑な事務処理に努められたい。

5 工事現場の確認の表示の様式について（施行規則別記第六十八号様式関係）

改正省令により工事現場における確認の表示の様式に「建築確認に係るその他の事項」の欄を設けた。本欄を設けた趣旨は、工事監理者の氏名を記載し、当該工事における工事監理者を明らかにすることにより、工事監理者の責任をより明確化させ、工事監理が徹底されることを期待するものである。

工事の施工者に対して本趣旨の周知を図り、工事監理者名が表示されるよう適切な指導に努められたい。

6 消防同意の通知化について（令第 147 条の 3 関係）

整備等政令により防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅のうち建築確認に際し消防同意が必要な住宅を「一戸建ての住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が 2 分の 1 以上であるもの又は 50 平方メートルを超えるもの」とし、防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅については、一定の兼用住宅を除き、消防同意を不要とした。

今回の改正は、建築行政及び消防行政の簡素合理化の要請に対応するため、社会的状況の変化により建築物の防火上の安全性は確保できると考えられる建築物について消防同意制度から通知制度への変更を図るものである。この趣旨を踏まえ、円滑に確認事務がおこなわれるよう、よろしく取り計らわれたい。

7 許可及び認定に係る手数料について（地方公共団体手数料令第 1 条第百八十九号の三から第百八十九号の五まで、第百九十三号の二、第百九十三号の四、第百九十四号の三、第百九十四号の七から第百九十四号の九まで、第百九十四号の十一及び第百九十五号の二から第百九十五号の六まで関係）

特定行政庁の許可及び認定に係る手数料については、改正法により創設された法第 43 条第 1 項ただし書、第 44 条第 1 項第二号及び第 53 条第 4 項第三号の規定による許可のほか、法第 86 条第 1 項等の規定による認定についても手数料徴収規定を新設し、地方公共団体手数料令において特定行政庁が徴収する手数料の上限の額を定めたところであるので、当該規定に係る許可又は認定の実費を勘案し、適切な手数料の額を規則で定められたい。

別紙 1

指定確認検査機関について

第 1 指定確認検査機関の指定及び指定後の措置

指定確認検査機関の指定に当たっては、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（以下「指定機関省令」という。）第 14 条に規定する指定確認検査機関に係る指定の申請書の添付書類に次に掲げる事項が含まれていることを確認の上、別添の「指定確認検査機関指定準則」を踏まえ、業務の公正・中立性の確保及び適確な実施が図られるよう適切な審査を行うとともに、指定後においても、定期的に確認検査の業務の実施体制、事業計画書及び収支予算書、役員及び会員の構成、株主又は出資者等について報告を求め、指定確認検査機関指定準則が引き続き遵守されていることを確認すること等により適確な運営が図られるよう特段の配慮をすることとし、もって建築物の安全性等が低下することのないよう適切に指導すること。

(1) 指定機関省令第 14 条第三号に掲げる「申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で確認検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの」には、確認検査の業務に係る手数料収入の見込額及びその根拠となる個別の手数料の額

(2) 指定機関省令第 14 条第六号に掲げる「組織及び運営に関する事項を記載した書類」には、組織の概要及び組織規程、文書規程等の当該機関における意思の決定を行うための方法

- (3) 指定機関省令第 14 条第十三号に掲げる「確認検査の業務の実施に関する計画を記載した書類」には、今後 2 事業年度について、各事業年度ごとに業務量、確認検査員及び確認検査員以外の職員で確認検査に携わる者の数等の実施体制に関する計画

第 2 確認検査業務規程の認可

確認検査業務規程の認可に当たっては、指定確認検査機関が行う確認検査の業務の公正・中立性の確保及び適確な実施が図られるよう、確認検査業務規程に、次に掲げる事項が含まれていることを確認の上、認可すること。

- (1) 指定機関省令第 15 条の指定の区分のうち業務の範囲を更に限定する場合における限定の内容（指定機関省令第 26 条第三号関係）
- (2) 指定確認検査機関の代表者及び担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物を業務の範囲から除外すること。（指定機関省令第 26 条第三号関係）
- (3) 確認、完了検査又は中間検査を行う方法として指定機関省令第 23 条に定める確認検査の方法に従うこと。（指定機関省令第 26 条第四号関係）
- (4) 消防機関に対して同意を求める場合又は通知を行う場合の方法として次のイ又はロに掲げるもの（指定機関省令第 26 条第四号関係）
 - イ 消防機関に対して同意を求める場合にあっては、建築主から指定確認検査機関に対し提出された書類又はその内容を記載した書類を添付すること。
 - ロ 消防機関に対して通知を行う場合にあっては、指定確認検査機関が特定行政庁に対して確認の報告を行う場合の書類を通知すること。
- (5) (4) の書類には、同意を求め、又は通知を行う趣旨を明らかにした上で、指定確認検査機関の名称、代表者の氏名、同意を求める場合の提出書類の返却方法並びに指定確認検査機関の担当者の氏名及び連絡先を明示すること。（指定機関省令第 26 条第四号関係）
- (6) 保健所への通知を行う場合の方法として「尿尿浄化槽の通知書について」（昭和 29 年 7 月 17 日付け建設省住発第 635 号建設省住宅局長通達）の例によること。（指定機関省令第 26 条第四号関係）
- (7) 確認検査員及び確認検査の業務に従事する者は、自己が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物の確認検査の業務を行わないこと。（指定機関省令第 26 条第四号関係）
- (8) 手数料の納入の方法及び手数料の減額を行う場合の要件（指定機関省令第 26 条第五号関係）
- (9) 秘密の保持に関する事項として秘密の保持を行うに足りる書類の管理及び保存に関する方法（指定機関省令第 26 条第七号関係）
- (10) 各事務所ごとに配置する確認検査員の最低人数及び確認検査員が 1 名の事務所において当該確認検査員が病気等により業務を行うことが困難になった場合の措置（指定機関省令第 26 条第八号関係）

第 3 消防同意の取扱い

消防長等の不同意の理由が、法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（建築基準法（以下「法」という。）第 6 条の 3 第 1 項各号に掲げる建築物の建築について確認する場合において同意を求められたときは、同項の規定により読み替えて適用される法第 6 条第 1 項の政令で定める建築基準法令の規定を除く。）で建築物の防火に関するものでない場合においては、不同意が法律に根拠を有しないものと思われることから、不同意であっても確認すべきことを指定確認検査機関に対して周知すること。

第 4 情報の公開

法第 77 条の 21 の規定により指定確認検査機関の指定をしたときは、名称及び住所、指定の区分、業務区域並びに確認検査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならないとされているところであるが、確認検

査の業務の引受けを依頼する建築主に対してより一層の情報提供を行う必要があることから、確認検査業務規程、確認検査の業務に関する報告、事務所への立入検査の結果等について問い合わせ等があった場合においては、建築主等のプライバシー、指定確認検査機関の営業上の利害等を損なわない範囲内で、積極的に情報を公開すること。

別紙

計画変更床面積算定準則

第1 建築基準法施行令第10条第2項第二号又は第四号に規定する計画の変更に係る部分の床面積（増加する部分を除く。）は次のとおりとする。

1 次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定する。

一 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更 申請に係る建築物の建築面積

二 建築面積の変更 変更される建築面積

三 高さ又は階数の変更 高さが変更される部分の床面積又は変更される階の床面積

四 床の変更 変更される部分の床面積

五 階段の変更 変更される部分の水平投影面積

六 柱、はり又はけたの変更 当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積（変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする（次号において同じ。）。）

七 壁の変更 当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積

八 屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更 変更される部分の水平投影面積

九 開口部の変更 変更される開口部の面積

十 土台、基礎又は基礎ぐいの変更 土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにあっては柱に準じて算出された面積

十一 小屋組の変更 変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積

十二 斜材 変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積とする。

十三 建築設備（建築基準法第87条の2第1項に該当するものを除く。）の変更 変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更にあっては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積

2 前項各号に掲げる変更以外のもの（当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。）にあっては、30平方メートル以下であるものとして取り扱うものとする。

第2 第1の規定により算定した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合にあっては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする。

別紙2

中間検査実施指針

第1 特定工程及び特定工程後の工程の指定の考え方

1 基本的な考え方

中間検査の特定工程については、建築基準法（以下「法」という。）第7条の3第1項において「その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模を限り、建築物に関する工事の工程のうち当該工事の施工中に建築主事が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査することが必要なもの」を指定することとされている。

この考え方は、建築物の着工動向や工事の状況等から判断して、違反の発生のおそれが大きく、かつ、安全上検査の必要性の高い建築物の部分を検査するための工事の工程を、建築物が建築される区域や中間検査を実施する期間を定め、かつ、建築物の構造、用途又は規模を特定して指定するというものである。

2 指定する中間検査を行う期間

期間とは、特に大規模開発等により一定期間建築着工数が増加し、その期間において違反建築の発生が増加する可能性が高い場合などを想定して期間を定めることとしたものである。このような状況が想定されない場合には、3年から5年程度を期間として定め、この期間終了時に当該指定に係る建築物の中間検査の結果、工事監理の状況、違反の状況等を勘案し、特定工程の再指定を行うかどうかを決定する必要がある。なお、期間の終了前であっても、工事監理が適切に実施され違反の発生のおそれがないと判断される場合など指定の必要がなくなったと認められるときには、法第7条の3第9項の規定に基づき、速やかに指定の解除を行う必要がある。

3 指定する特定工程の例

一 構造別の特定工程の例

阪神・淡路大震災における被災建築物において多く見られた不適合事例を勘案すると、建築物の構造ごとに、次に掲げるような工程が中間検査の対象となりうるものと考えられる。

- ① 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の鉄骨の溶接部分又は柱脚部分を検査できる工程として、鉄骨の建方工事の工程、柱脚工事の工程等
- ② 木造建築物の基礎、柱、はり、筋かい等の接合部又は耐力壁の部分を検査できる工程として、基礎の配筋工事の工程、柱、はり及び筋かいの建方工事の工程、耐力壁の合板等の張り付け工事の工程等
- ③ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の鉄筋の部分を検査できる工程として、基礎、一定の階の柱及びはりの接合部又は耐力壁の配筋工事の工程等

二 大規模建築物における特定工程の指定方法

大規模建築物にあつては、同一階を複数の工区に分けて施工されることがあるが、このような場合には、特定の工区の工程を指定することも可能である。

4 対象とする建築物の例

中間検査の対象とする建築物は、それぞれの地域の違反の状況等に応じて指定すべきものであるが、例えば次のようなものが想定される。

- ① 一戸建ての住宅又は長屋で階数が3以上の建築物、軟弱な地盤の区域に建築される建築物、密集した市街地の狭小な敷地に建築される建築物等。この場合には、建築される区域、敷地の規模及びその接道状況、延べ面積、建ぺい率、容積率、階数等を限って指定することが考えられる。
- ② 地域防災計画等に位置づけられた避難路、避難地、広域輸送道路等に面する建築物。この場合には、建築される区域、延べ面積、階数等を限って指定することが考えられる。
- ③ 不特定かつ多数の者が利用する特殊建築物その他の一定規模以上の建築物（一定規模以上の劇場、映画館、共同住宅、病院、ホテル、福祉施設、学校、百貨店、飲食店、事務所等）。この場合には、用途、延べ面積、

階数、構造等を限って指定することが考えられる。

5 特定工程の指定と解除

特定行政庁においては、1 から 4 までの考え方及び例示を参考に、違反建築パトロールの結果、建築着工統計、開発行為の調査等により、地域の違反建築物の状況、建築着工の動向等を十分把握した上で、検査の実施体制を勘案して、安全上の観点から検査の必要の高い建築物について特定工程の指定を行う必要がある。また、特定工程の指定後に、違反の状況等から新たに特定工程を指定する必要性が生じた場合には、指定の追加等適切に対応する必要がある。なお、工事監理が適切に実施され違反の発生のおそれが少ない建築物については、中間検査の必要性は低いと考えられる。したがって、工事監理の状況を十分踏まえ、特定工程の指定又は指定の解除を行う必要がある。

6 特定工程後の工程の指定

法第 7 条の 3 第 6 項において「特定行政庁が第 1 項の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。」とされており、中間検査を適確に行うために、特定工程に係る部分の検査が困難となるような工程の工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、施工することができないこととされている。したがって、特定工程の内容に応じて、その検査が困難になるような工事の工程を特定工程後の工程として指定する必要がある。例えば、特定工程が鉄骨の建方工事、鉄筋の配筋工事又は木造の建方工事であれば、それぞれ耐火被覆の工事、コンクリートの打設工事又は仕上げ材の工事を特定工程後の工程として指定することが考えられる。

7 特定工程等の公示及び建築主への周知

建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第 4 条の 11 の規定により、特定工程及び特定工程後の工程の指定をしようとする場合には、当該指定をしようとする工程の中間検査を開始する日の 30 日前までに、区域、期間、建築物の構造、用途又は規模、特定工程、特定工程後の工程等を公示することとされている。中間検査制度は今般創設された新たな手続きであり、また工事への影響もあることから、できるだけ早期に公示するとともに関係者への十分な周知が必要である。特に、中間検査開始日以降は、既に施工中の建築物（今般の改正法施行以前に確認申請が出されたものを除く。）についても検査を受ける義務が生じることから、着工後に特定工程の指定を受け特定工程に係る工事が終了していないと考えられる建築物の建築主等に対しては、中間検査を受ける必要がある旨を連絡するなどにより周知徹底を図る必要がある。

第 2 中間検査の方法

1 検査の基本的な考え方

中間検査は、工事中の建築物が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査するものである。したがって、特定工程が終了した段階で、既に施工されているすべての部分及びその敷地が適法であるかどうかを検査しなければならない。

この場合の検査は、破壊検査まで行って適法性を検査することは技術的にも困難であり、経済的にも申請者に過大な負担をかけることとなることから、従来の完了検査と同様に、原則として、外部から目視又は寸法測定等により適法性が検査できる範囲で行うことで足りるものと考えられる。

2 書面との照合

検査にあたっては、中間検査申請書に記載された工事監理の状況等を参照した上で、目視、寸法測定等により確認の申請書（法第 18 条に規定する国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物にあっては計画通知書。以下同じ。）及びその添付図書との照合を行うものとする。また、確認の申請書及びその添付図書のみでは照合できない部分については、法第 12 条第 3 項の規定に基づき、必要に応じて設計図書、構造計算書等の建築基準関係規定に適合することを確かめるための書類の提出を求めて照合を行う必要がある。

3 書面との不整合がある場合の措置

確認の申請書及びその添付図書と不整合の部分がある場合には、その変更内容が施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更該当する場合を除き、設計変更に係る確認の手続きを指導し、その結果を踏まえ再度変更箇所の検査を行う必要がある。また、軽微な変更該当する場合には、その変更内容を確認した上で変更箇所の検査を行う。ただし、仕様規定との照合により確認できる場合など検査の現場において容易に法令との照

合が可能な部分については速やかに検査を行い、その後法第 12 条第 3 項の規定による報告を求めるなど柔軟な対応が必要である。

4 溶接等に係る検査

鉄骨造の溶接部分、高力ボルトの接合部分及び鉄筋の圧接部分については、欠陥や施工についての基準が必ずしも明確ではないが、溶接欠陥やボルトの締付け不良等がある場合には、その欠陥等を前提に構造安全性を検証している場合を除き、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 67 条第 2 項又は第 73 条第 2 項から第 4 項までの規定に適合しないものと考えられる。したがって、まず「建築工事標準仕様書 JASS6 鉄骨工事」（社）日本建築学会編）付則 6「鉄骨精度検査基準」、6・6 締付け後の検査、「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」（社）日本圧接協会編）7・2 外観検査、9・7 熱間押抜法における検査（3）を除く。）等を参考にし、欠陥の有無、締付け不良等を検査し、疑義がある場合には非破壊検査等工事監理時に行った検査結果の報告を求め、確認する必要がある。

5 検査の特例

法第 7 条の 5 の対象となる建築物のうち、施行規則第 4 条の 15 の定めるところにより建築士である工事監理者によって設計図書のとおりに工事が実施されたことが確認されたものについては、中間検査において、令第 13 条の 2 に定められた構造、防火等のいわゆる単体規定の一部の規定が検査の対象法令から除外されていることから、中間検査では、構造、防火等に関する特定工程を指定した場合、当該規定についての検査を行わないこととなる。施行規則第 4 条の 15 では、中間検査申請書を審査し、必要に応じ、法第 12 条第 3 項の規定による報告を求めて行うこととされており、申請書のうち特に施行規則別記第二十六号様式の第 4 面の記載事項及び添付された写真等を審査し、少なくとも建築基準関係規定に関連する部分について建築士である工事監理者によって設計図書のとおりに工事が実施されたことが確認されているかどうかを適切に判断する必要がある。さらに、その内容だけでは判断できない場合には、必要に応じて法第 12 条第 3 項により工事監理の状況についての補足的な報告を求め、その内容から判断する必要がある。

第 3 中間検査の手続

中間検査の手続として、法第 7 条の 3 第 2 項の規定により建築主は特定工程に係る工事終了後 4 日以内に中間検査の申請を行うこととされ、同条第 4 項の規定により建築主等は申請受理後 4 日以内に検査を実施することとされている。また、同条第 6 項の規定により中間検査終了後建築主等が交付する中間検査合格証を受けた後でなければ、特定工程後の工程に係る工事の施工はできないこととされている。よって、施工者は中間検査合格証の交付を受けるまで施工を中断することとなる。このため、施工の中断期間の短縮化を図り、工事を大幅に遅延させることのないよう、次のような措置を講じる必要がある。

- 一 中間検査申請前に、施工者から特定工程の工事終了予定日の連絡を求め、相互に調整の上中間検査予定日を定めること。この場合、可能な限り検査予定日は特定工程工事終了予定日とすること。
- 二 中間検査が終了し、申請に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していると認めるときは、原則として検査日に、遅くとも検査の翌日までに中間検査合格証を交付すること。

第 4 完了検査との関係

完了検査においては、中間検査の際に検査された建築物の部分及びその敷地については再度検査を行わなくてもよいこととなっており、完了検査の手数料も特定行政庁が検査が不要となる部分を勘案して手数料の額を減額して定めることとなっている。しかし、中間検査終了後に変更の工事が行われ中間検査時と異なる状況となっている場合には、完了検査時に改めて検査を行う必要がある。

完了検査時に検査不要部分を判断することができるよう、中間検査の申請時に添付される確認申請書及びその添付図書の副本を中間検査終了後に返却する場合に、副本に中間検査を行った範囲を記載しておく等完了検査時に中間検査の範囲がわかるよう措置することが必要である。また、計画の変更が行われている場合には、中間検査時の建築物の状況と合致するよう変更内容を明示しておく必要がある。

第 5 指定確認検査機関による中間検査

指定確認検査機関が中間検査を引き受けた場合の取扱いについては、各機関の確認検査業務規程において定めることとなるが、指定確認検査機関の指定に際しては、上記の趣旨を踏まえ、適切な中間検査の方法、手続等を定めるよう指導する必要がある。

別紙 3

建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の規定による許可の運用指針

- 1 建築基準法（以下「法」という。）第 43 条第 1 項ただし書の規定による許可は、接道義務の特例許可であることから、避難及び通行の安全性、道路に接することを前提とした建築規制である前面道路幅員容積率制限や道路斜線制限が適用されないことに伴う総合的な市街地の環境への影響について、建築物の用途、規模、位置及び構造等を勘案し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないかどうかを審査する必要があるものであること。
- 2 当該許可に当たっては、建築物又はその敷地が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとするための条件その他必要な条件を付することができること。
- 3 建築物の敷地は、法第 42 条に規定する道路（以下「道路」という。）に 2 メートル以上接することが原則であり、当該許可はあくまでも例外的に適用されるべきものであること。
- 4 当該許可に当たっては、建築審査会の同意を得ることが必要であるが、建築審査会の効率的な運営や開催回数の増加等を行うことにより迅速な事務処理に努めること。
- 5 建築基準法施行規則第 10 条の 2 の許可基準は、許可の審査の前提要件として、法第 43 条第 1 項本文に適合することにより確保されている市街地の環境と同等の水準が確保されていることを基本として定めたものである。具体的には、「道路」に代えて将来にわたって安定的に利用することができる空地に接すること、また、「2 メートル以上接する」ことに代えて建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ有効に接することとして、これを類型化して規定するものであり、各基準ごとの考え方は以下のとおりである。

(1) 「その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること」

建築物の敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地があるものについては、道路に直接接しない場合であっても、当該空地が、避難及び通行の安全、延焼の防止等の防火、日照、採光、通風等の衛生等の確保の観点から、道路と同等の機能を有することに鑑み基準とするものである。この場合、当該空地は安定的・日常的に利用可能な状況にある空地をいい、建築物の敷地が少なくとも 2 メートル以上の長さをもって当該空地に接するものとする。

(2) 「その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4 メートル以上のものに限る。）に 2 メートル以上接すること」

農道、港湾道路等は、一般住民の通行等の用に供することを目的とされているものではないが、その状況から道路と同等の機能を有するものについては、接道義務の特例許可の対象として扱うことができることに鑑み基準とするものである。

(3) 「その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接すること」

当該基準は、(1) 及び (2) の定型的類型に該当しないものについて、一般的にその性能を規定し基準とするものであり、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを個別に総合的な観点から審査・判断するものとする。なお、具体的には、(2) に該当しない農道等の通路がある場合のほか、道路と敷地との間にある河川等に橋などが設けられている場合などを含み得るものとする。

この場合、建築物と道路の間には、道路に代わる空地である通路が確保されることが必要となるが、審査にあたっては以下の点に留意されたい。

- ① 当該通路が、現状のみならず、将来にわたって安定的に利用できるものかどうかについて、土地の所有状況、占用許可等を勘案して、総合的に判断すること。
- ② 通路の幅員は 4 メートル以上、また、敷地は 2 メートル以上の長さで通路に接することを原則とするが、建築物の用途、規模、位置及び構造等建築計画の内容や周囲の状況を審査した上で、同項本文の規定に適合することにより確保されている市街地の環境と同等の水準が確保されると認められる場合には、これによらな

いことができること。

- ③ なお、当該基準の適用については、法第 86 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 86 条の 2 第 1 項の規定による認定における建築物と道路に関する審査の際の考え方との整合性をもって適切に運用すること。

別紙 4

一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の運用指針

第 1 運用に当たっての基本的な考え方

- 1 建築計画の内容、敷地の周囲の土地利用の状況、都市施設の整備の状況等から第 3 の認定準則又は第 4 の技術的基準によることが必ずしも適切でないと認められる場合にあっては、これらの趣旨に従い、総合的な判断に基づき運用すること。
- 2 建築基準法（以下「法」という。）第 86 条第 1 項又は第 2 項の規定による認定に当たっては、申請者が当該認定に係る区域内の他の土地の所有権又は借地権を有する者（以下「他の土地の所有者等」という。）の同意を得ていることを、また、法第 86 条の 2 第 1 項の規定による認定に当たっては、申請者が他の土地の所有者等に対し、当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を確認すること。この場合、これらの認定により、当該認定に係る区域内の複数建築物が一体的なものとして容積率制限等が適用されること、また、今後当該認定に係る区域内で建替え等を行う場合にあっては別途認定が必要となることを、申請者に対し説明するとともに、申請者が他の土地の所有者等に対しその旨の説明を行ったことを確認すること。

また、取引の安全性の確保等の観点から、これらの認定を受けている旨が台帳に記載されることとされているほか、宅地建物取引業法における重要事項説明の対象等への追加がされている。

なお、これらの認定に係る事務と直接関係するものではないが、将来の土地取引の場面などにおいても想定されるトラブルを未然に防止するため、土地所有者等の当事者間で結ばれた約束について、建築協定、民事上の契約、登記が積極的に行われることが望ましい。

- 3 認定をしたときは、遅滞なく、対象区域等を公告するとともに、当該対象区域等を表示した図書を特定行政庁の事務所等に備えて一般の縦覧に供さなければならないとされているので、必要な図書の整備を行うこと。
- 4 既に法第 86 条第 6 項の規定により公告されている他の対象区域を含む区域について、法第 86 条第 1 項又は第 2 項の規定による認定の申請を新たに行う場合は、既に認定を受けている他の公告対象区域の全部を含むものに限られること。
- 5 法第 86 条の 5 第 2 項の規定による認定の取消しの際には、当該取消しにより、違法な建築物が発現しないようにすること。
- 6 法第 86 条第 1 項及び第 2 項並びに第 86 条の 2 第 1 項の規定の適用に当たっては、密集住宅市街地整備促進事業、優良建築物等整備事業、認定再開発事業、特定民間再開発事業、事業用地適正化計画認定制度等市街地環境の整備改善を総合的に図るための事業に対する助成制度及び税制上の特例制度並びに住宅金融公庫等の再開発関係融資等の関係融資制度を併せて活用することが有効であるので、民間の開発事業者等に対してこれらの諸制度についても併せて周知させるよう努めること。

また、地区計画制度の適用及び壁面線の指定が有効な場合には、その適切な活用を図りたい。

- 7 市街地の整備改善に資するため、必要に応じ、法第 59 条の 2 に基づくいわゆる総合設計制度についても、併せて適用を行うことが可能であること。
- 8 法第 40 条又は第 43 条第 2 項の規定に基づく条例その他の条例等で一建築物一敷地の原則を前提とした規制等を行っているものについては、一団地の総合的設計制度又は連担建築物設計制度の適用を受けた建築物に対し条例上の特例を措置する等本制度の趣旨に鑑みた適切な見直しを行うこと。
- 9 認定の事務の執行に当たり、迅速な処理に努めること。

第 2 適用範囲

第3の認定準則及び第4の技術的基準は、法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定（以下「認定」という。）について適用する。

第3 認定準則

- 1 認定に係る区域の面積又は建築物の用途、規模若しくは構造等にかかわらず、適用の対象となるものであること。
- 2 法第86条第1項の規定による認定（一団地の総合的設計制度の適用）に係る建築物は、協調的な建築計画のもと、原則として同時期に建築されるものであること。ただし、同条第4項又は第5項に規定する工区区分を行う場合における同条第1項の規定による認定については、この限りではない。

なお、一団地の総合的設計制度は、複数の街区にわたるものも適用の対象となり得るものであること。

- 3 法第86条第2項の規定による認定（連担建築物設計制度の適用）に係る建築物の敷地は相互に接続するものであること。この場合、当該認定に係る各建築物の敷地は、避難及び通行の安全性の確保等の観点から、必要な幅員の通路の設置が可能となるような長さで接するものであること。
- 4 認定に係る建築計画は、建築基準法施行規則第10条の17に規定する総合の見地からする設計の基準をもとに第3の技術的基準に基づき、安全上、防火上及び衛生上の観点から審査されるものであること。
- 5 認定を受けた区域内にある複数建築物は同一敷地内にあるものとみなされ、当該区域全体に対して一般の建築規制が適用されることとなるため、当該区域外との関係においては、道路斜線制限、隣地斜線制限及び日影規制がより実効的に適用されるものであること。

第4 技術的基準

1 対象区域内における規制の適用

(1) 建築物と道路に関する審査

- ① 認定に係る区域（以下「対象区域」という。）内においては、接道義務規定（法第43条）について、複数建築物が一体として適用されるため、個々の敷地ごとに接道する必要がなくなることに鑑み、避難及び通行の安全性の確保の観点から、対象区域内の各建築物の用途、規模、位置及び構造並びに各建築物から前面道路に至るまでの距離等を勘案し、当該各建築物から前面道路に通じる十分な幅員を有する通路が設けられていること。

「十分な幅員」とは4メートル以上を原則とするが、認定が一建築物のみならず複数建築物の位置及び構造を確定するものであることから、建築物が小規模な場合、防火上の措置がなされている構造である場合など、避難及び通行の安全性が確保可能な場合にあっては、この限りでない。この場合、法第43条第1項ただし書の規定による許可における考え方との整合性をもって判断すること。また、発生交通量の大きい建築物、大規模な建築物など、用途又は規模の特殊性を持つ建築物に対して、法第43条第2項の規定に基づく条例等により建築物と道路との関係等について制限を行っている場合にあっては、当該制限との整合性をもって判断すること。

- ② 前面道路幅員容積率制限が、対象区域が接する最大幅員の道路を基準にして適用されることとなることに鑑み、対象区域内の動線処理が円滑に行われる幅員及び配置であること。

(2) 延焼防止等防火上の審査

- ① 対象区域内においては、法第23条、第62条第2項及び第64条に規定する延焼のおそれのある部分が、対象区域内の建築物相互間の場合には、隣地境界線からの距離によらず実際の外壁間の距離に応じて適用されることとなるため、この場合においてこれらの条項による制限に適合するものであること。
- ② 認定を受けた建築物は、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸等一定の防火性能を有する防火設備を設けない場合にあっては、主要構造部を耐火構造又は準耐火構造等とした建築物については、耐火建築物等とみなす特例が措置されている（法第86条の4）ことから、当該特例を適用する場合においては、開口部を対面させないなどの建築計画上の配慮がなされたものであること。

(3)採光、通風等の審査

対象区域内においては、容積率制限（法第 52 条）及び建ぺい率制限（法第 53 条第 1 項及び第 2 項）についても、複数建築物が一体として適用され、個々の敷地ごとには適用されないこととなること、また、隣地斜線制限及び北側斜線制限（法第 56 条第 1 項）が適用されないこととなることに鑑み、市街地の衛生環境、特に採光、通風等について、個別に審査すること。

- ① 対象区域内の各建築物の各部分の高さに応じ、各建築物間に適切な距離が確保されているなど、採光、通風上有効な空地等が設けられているものであること。なお、空地等が確保されていることにより斜線制限の特例を設けているものとして、総合設計制度、住宅地高度利用地区計画又は再開発地区計画の特例許可があることに鑑み、審査にあたっては、「総合設計許可準則」（昭和 61 年 12 月 27 日付け建設省住街発第 93 号建設省住宅局長通達）における隣地斜線制限の緩和の考え方などを参考とすること。
- ② 認定を受けた建築物に対する採光規定（法第 28 条）の適用における有効面積の算定（建築基準法施行令（以下「令」という。）第 20 条）については、隣地境界線からの距離に代えて相対する建築物からの距離によって算定されることとなるため、この場合において当該規定による制限に適合するものであること。

(4)日影の審査

対象区域内では、日影規制（法第 56 条の 2）についても、個々の敷地ごとには適用されないこととなることに鑑み、日影規制の対象となる区域内に建築する中高層建築物を対象とし、当該建築物が、対象区域内の他の建築物の居住の用に供する部分に対して、当該建築する建築物が存する区域における法第 56 条の 2 の規定による制限を勘案し、これと同程度に日影となる部分を生じさせることのないものであること。

- ① 中高層建築物とは、法別表第四（ろ）欄に掲げるものとする。
- ② 日影時間については、同表（に）欄上段に掲げる時間を参考とし、地域の特性に対応して適切に運用すること。
- ③ 「居住の用に供する部分」については、当該部分が当該建築する建築物に係る同表（い）欄の各号に掲げる地域又は区域に対応する同表（は）欄の各項に掲げる平均地盤面からの高さより低い場合においては、同項に掲げる平均地盤面から高さの部分を対象とすること。なお、建築する建築物と他の建築物との土地の高低差が大きい場合は、実際の状況を勘案して高さを定めること。

また、当該中高層建築物と対象区域内の他の建築物の居住の用に供する部分との水平距離の関係については、例えば、当該中高層建築物の敷地境界線から当該居住の用に供する部分までの水平距離が 5 メートル未満の場合にあっては、敷地境界線から 5 メートルの部分を対象として審査することで足りるものとするなど、地域の特性に応じて適切に運用すること。

さらに、居住の用に供する部分であっても開口部を有しないものに対しては、日影を生じさせることを妨げないものとするなど、建築計画に応じて適切に運用すること。

(5)その他

- ① 用途規制（法第 48 条）は、法第 86 条第 1 項に規定する特例対象規定とされていないため、個々の敷地ごとに適用されるものであるが、認定を受けた建築物に附属する自動車車庫については、敷地ごとの上限規模が制限されている場合であっても、これを超える規模のものを一定の範囲内でまとめて設置することが可能となる特例が措置されていることに鑑み、当該附属自動車車庫の位置が、対象区域が接する道路又は対象区域内の通路及び空地との関係において、安全上、防火上及び衛生上の観点から適切に配置されているものであること。
- ② 建ぺい率制限におけるいわゆる角地の特例（法第 53 条第 3 項第二号）の適用については、同項が法第 86 条第 1 項に規定する特例対象規定とされていないため、対象区域全体が角地として扱われるものではないこと。
- ③ 対象区域が、容積率制限又は建ぺい率制限が異なる 2 以上の区域にわたる場合は、一敷地の場合と同様に加重平均を行うこととされているが、制限の厳しい区域に建築物をまとめて建築する場合については、都市計画上の位置付けが異なる地域にわたる計画となることから、市街地の環境上支障がない計画であることに留意して判断すること。

2 対象区域外に対する規制の適用

- (1) 法第 86 条第 1 項の規定による認定を複数の街区に適用する場合において、単独の街区のみに当該規定を適用する場合の限度を超えた容積率となる建築計画を含むものについては、周辺の市街地の環境上支障がない場合について認めるものであること。
- (2) 道路斜線制限又は隣地斜線制限（法第 56 条）は、通常、最大でも他の敷地境界線に達するところまでを適用範囲とし、他の敷地に対してはその規制は適用されないこととなるが、認定された場合には、複数建築物が同一敷地内にあるものとみなされることから、これらの制限は適用距離内において敷地境界線を超えて適用されるものであること。なお、令第 132 条の特例は、建築物の前面道路が 2 以上あるという空間特性に対応した特例であることに鑑み、対象区域全体が 2 以上の道路に面していることのみをもって、対象区域全体として同条の特例が適用されるものではないこと。
- (3) 日影規制は、複数建築物全体が一体のものとして規制が適用されることから、いわゆる複合日影に対応した建築計画であること。

なお、当該規制の適用に当たっては、対象区域における複数建築物全体に係る平均地盤面からの高さが基準となるが、当該対象区域に高低差がある場合には、周辺に与える実際の影響を考慮の上、法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定による許可の適切な運用を図ること。

3 標示

原則として、対象区域内の通路内等適当な位置に、対象区域を示した上で、各建築物が認定を受けたものである旨を標示するものとする。この場合、必要に応じ、当該通路の位置を明らかにした配置図を付すものとする。

（平成 11 年 5 月 1 日） 履歴

7. 参考図書

- 建築構造審査・検査要領 一実務編 検査マニュアルー2012 年版
- 建築工事監理指針 令和元年版
- 公共建築工事標準仕様書 建築工事編 平成 31 年版
- 建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 2018
- 建築工事標準仕様書 JASS 6 鉄骨工事 2018